

福島県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（仮称） （素案）

平成 27 年 11 月

福島県

—目次—

はじめに	1
I 基本理念	2
II 基本目標と基本的な方針	3
III 計画期間	3
IV 推進・検証体制	4
V 地方創生を推進する重点プロジェクト	6
VI 基本施策	
1 県内に安定した雇用を創出する	11
(1) ふくしまに雇用・起業創出を図る	
(2) 「しごと」を支える若者の定着・還流を促す	
(3) 農林水産業の振興を図る	
2 県内への新しいひとの流れをつくる	25
(1) 定住・二地域居住や若者等との交流を促進する	
(2) 地域資源の発掘・磨き上げや新たな魅力の創出により 観光交流人口の拡大を図る	
3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	32
(1) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
(2) 子育てを支える社会環境づくりを推進する	
4 人と地域が輝くまちをつくる	38
(1) リノベーションによる魅力あるまちづくりに取り組む	
(2) 魅力的で活力あるまちづくりに取り組む	

(参考資料)

「イノベーション・コースト構想」関連資料 他

ーはじめにー

本県の人口は、1971 年から 1997 年までは増加傾向にありましたが、1998 年以降は減少の一途を辿っており、2005 年以降は、毎年 1 万人を超える人口減少が続き、2011 年には東日本大震災・原子力災害の影響を受け、約 4 万人の大幅な人口減少となりました。

時間の経過とともに、2013 年には社会動態は震災前の水準に戻ったものの、人口減少は依然として続いています。

こうした状況の中で、人口減少に歯止めをかけるためには、復興へ向けた取組と合わせて、少子高齢化や若者の人口流出など構造的な人口問題を解決していかなければなりません。

構造的な人口減少は本県のみならず全国的な問題であり、国においては、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060 年に 1 億人程度の人口を維持するという中長期展望を示すなど、人口減少、地方創生に対して国を挙げて取り組むこととされました。

県においても、地域創生に向けた取組について全庁的な協議・検討を行うため、知事を本部長にした「地域創生・人口減少対策本部会議」を平成 26 年 12 月に設置するとともに、専門的見地から意見を聴取するため、「福島県地域創生・人口減少対策有識者会議」を同月に設置し、総合戦略の策定に向けて議論をしてきました。

本県の人口について「福島県人口ビジョン(案)」においては、「2040 年に福島県総人口“160 万人”程度の確保を目指す」こととしております。これを達成するため、まち・ひと・しごと創生法第 9 条の規定に基づき、2015 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものが、「福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)(以下、「総合戦略」という)」です。

地域創生に向けて、あらゆる主体と連携を図りながら、「国が地方創生に動く今がラストチャンス」との思いを込めて、構造的な問題解決に果敢に挑戦します。

I 基本理念

国の総合戦略では、従来の地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていないという反省に立ち、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、「自立性」「将来性」「地域性」「直接性」「結果重視」の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要であるとしています。

福島県では、国の5原則を踏まえるとともに、次の3つを「基本的な理念」として掲げ、地域創生、人口減少対策を推進していきます。

I 「国が地方創生に動く今がラストチャンス」との思いを込めて、構造的な問題解決に果敢に挑戦する

本県は県土の8割を過疎・中山間地域が占めており、人口減少・高齢化の進行により、地域コミュニティが果たしてきた共助機能の低下が懸念されるなど構造的問題にまさに直面している県であることから、国が地方創生を掲げ特別立法や税財政措置を講ずる今が最後のチャンスと捉え、危機感を持って本県の根本的な課題解決に取り組んでいきます。

II ふくしまの持つ潜在能力・強みを生かす

首都圏に隣接する地理的条件や、田舎暮らし希望地域の上位県であることなどの本県のポテンシャルを生かし、地域に「ないもの」ではなく、今「あるもの」を掘り起こし、知恵と工夫により、十分に磨き上げる施策展開を進めていきます。

III 未来を担う若者が、ふくしまの可能性を信じ、希望をかなえられる社会を実現する

若い世代の人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域の経済規模を縮小させるとともに、地域コミュニティの持続可能性を脅かし、更なる人口流出を引き起こす悪循環に陥る恐れがあることから、若い世代に対する施策を重点的に進めていきます。

II 基本目標と基本的な方針

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、以下の4つの基本目標を設定し、“しごと”を創り、“ひと”の好循環を生み出し、人口減少に歯止めをかけます。

＜基本目標＞

- (1) 県内に安定した雇用を創出する　－しごとづくり－
- (2) 県内への新しいひとの流れをつくる　－ひとの流れをつくる－
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
　　－結婚・出産・子育て支援－
- (4) 人と地域が輝くまちをつくる　－まちづくり－

なお、人口減少対策は、「自然増対策」と「社会増対策」の大きく2つに分かれますが、自然増対策については、日本はドイツやイタリア等と並んで1.4前後の超低出生率となっており、国家的課題として、少子化対策の観点から国が抜本的な転換を図る必要があることから、国の動向を踏まえた対策を講じていくこととし、本県の総合戦略では、特に地域性の強い社会増対策に注力して取り組みます。

また、限られた期間及び財源で結果を出すため、以下の3つの「基本的な方針」に基づき、意欲ある事業主体と連携しながら、重点的かつ集中的に取り組む、モデルケースを数多く積み上げ、優良モデルが自立的に水平展開されることを目指します。

＜基本的な方針＞

- (1) 即効的で実効性の高い施策
- (2) 新たにチャレンジする施策
- (3) 意欲ある市町村や企業と連携した取組

III 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とする。

IV 推進・検証体制

1 重点プロジェクトの推進

地方創生・人口減少対策は、総合政策であり、「基本目標」ごとに、計画期間内に実施する施策を「基本施策」（後述Ⅵのとおり）として整理し、推進していきます。その中でも特に重点的かつ集中的に取り組む事業を「重点プロジェクト」とします。

<しごとづくり>

- ①ふくしまの雇用・起業創出プロジェクト
- ②「しごと」を支える若者の定着・還流プロジェクト
- ③農林水産業しごとづくりプロジェクト

<ひとの流れをつくる>

- ④定住・二地域居住推進プロジェクト
- ⑤観光コンテンツ創出プロジェクト

<結婚・出産・子育て支援>

- ⑥切れ目のない結婚・出産・子育て支援プロジェクト

<まちづくり>

- ⑦「リノベーションのまちづくり」プロジェクト

2 PDCA サイクルの構築

(1) 数値目標及びKPIの設定

「総合戦略」においては、4つの基本目標ごとに成果（アウトカム※1）を重視した数値目標を掲げるとともに、具体的な施策ごとに重要業績評価指標（KPI※2）を設定し、これらにより政策の効果を検証し、改善を行う仕組み（PDCA サイクル※3）を構築します。

※1 アウトカム：結果、成果。行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益をいう。

※2 重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator の略称。）
施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

※3 PDCA サイクル：Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点で、成果指標を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するというプロセスを実行する。

(2) 推進・検証体制

総合戦略策定のために設置した産官学金労言（※）の有識者で構成される「福島県地域創生・人口減少対策有識者会議」において、本戦略の推進にあたって意見聴取（戦略を見直す場合も含む）や達成度等の検証を行います。

※ 産官学金労言：（産）産業界 （官）地方公共団体や国の関係機関
（学）大学等の高等教育機関 （金）金融機関 （労）労働団体
（言）メディア等

(3) ビッグデータの活用

国が整備する「地域経済分析システム（リーサス〔RESAS〕）」を活用して、地域経済に関する官民ビッグデータ（※）を分析し、本県の現状や課題の把握、将来像の分析等を行います。

この分析結果は、PDCA サイクルの中で活用するとともに、施策の充実・見直しにつなげます。

※ ビッグデータ：生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ
（産業、人口、観光等のデータ）

3 市町村や産官学金労言等の関係機関との連携促進

(1) 市町村との連携等

総合戦略の効果を最大限に発揮するためには、地域住民に最も近い市町村の取組と連携を図ることが重要です。

このため、市町村との定期的な意見交換会を継続して開催するなど、県と市町村との一層の連携強化を図ります。

(2) 金融機関や大学など地域の多様な主体との連携促進

総合戦略の推進にあたって、より高い効果を得るためには、県民をはじめ、市町村、企業、大学・研究機関、NPO など多様な主体が、それぞれの特徴等に応じた役割を積極的に果たしていただくとともに、互いの連携・協力が重要です。

このため、産官学金労言等の連携による新たな産業の創出・育成といったしごとづくりをはじめ、人材、技術、資金など様々な面において民間の活力やアイデアを積極的に活用します。

V 地方創生を推進する重点プロジェクト

VI「基本施策」のうち、特に、国の交付金等を活用して本県の地方創生をけん引する施策をまとめ「重点プロジェクト」として推進します。

地域創生のための7つの挑戦

“しごとづくり”への挑戦

① ふくしまの雇用・起業創出プロジェクト

- 企業誘致等による雇用創出
- 起業促進等による雇用創出
- 地域企業の競争力強化による雇用創出
- 県内金融機関との連携

② 「しごと」を支える若者の定着・還流プロジェクト

- 若年層の県外流出の抑制
- 県外若年層の県内還流の促進

③ 農林水産業しごとづくりプロジェクト

- 法人・企業等による安定雇用の創出
- 新規就業者に対する支援の強化
- 稼ぐ視点での地域産業6次化の推進
- 消費者を見据えた販売促進

“ひとの流れをつくる”への挑戦

④ 定住・二地域居住推進プロジェクト

- 地域が求める人材の移住促進
- 移住者に対する就職支援の充実
- 住まいの確保など定住・二地域居住を支える環境の充実確保
- 若者等と集落の交流促進

⑤ 観光コンテンツ創出プロジェクト

- 地域資源の発掘磨き上げによる観光コンテンツの創出・交流人口の拡大
- メディア芸術等を活用した観光コンテンツの創出・交流人口の拡大
- 戦略的な情報発信と受入態勢の整備

“結婚・出産・子育ての希望をかなえる”挑戦

⑥ 切れ目のない結婚・出産・子育て支援プロジェクト

- 独身男女の出会いに“世話をやく”地域社会の再創造
- 子どもを望む夫婦をしっかりサポート
- 官民あげた子育て環境の充実強化

“まちづくり”への挑戦

⑦ 「リノベーションのまちづくり」プロジェクト

- 廃校等を活用した交流拠点の整備
- 商店街の新たな価値の創造
- リノベーションでまちの新たな魅力を創造

「地域創生のための7つの挑戦」プロジェクト概要

1 しごとづくり(1/2)

(1) ふくしまの雇用・起業創出プロジェクト

視 点・主な取組

▶ 視点① 企業誘致等による雇用創出

- 再生可能エネルギー、医療機器、ロボット関連など本県の重点推進産業に係る企業立地の支援強化
- 本社機能等の県内移転を促進し、大学出身者等の就職先をより多く確保

▶ 視点② 起業促進等による雇用創出

- 若年層等からの起業意識の啓発を図り、大学発ベンチャーや女性起業家など多様な起業ニーズを支援
- 県内での起業を希望するリーダー的起業家を首都圏等から積極的招致及び創業支援
- 空き家、空き店舗等を活用したベンチャー企業等のオフィス整備支援
- 起業希望者に対するワンストップ窓口相談などの体制強化
- 在宅ワークや短時間勤務など、働き続けることが出来る職場環境づくりを促進

▶ 視点③ 地域企業の競争力強化による雇用創出

- 県内中小企業の売り上げや雇用拡大を図るため、即戦力となる高度人材を首都圏等から招へいする仕組みづくり及びその支援
- オールふくしま支援体制（金融機関、商工会、税理士等との連携）により中小企業者等の事業再生・事業転換等を支援

▶ 視点④ 県内金融機関との連携

- 金融機関と連携した地域創生支援策の検討（例：再チャレンジ支援など）

(2) 「しごと」を支える若者の定着・還流プロジェクト

視 点・主な取組

▶ 視点① 若年層の県外流出の抑制

- 福島大学COC+や会津大学スーパーグローバル大学支援事業などにより若者が魅力を感じる高等教育機関を創出
- 県内高等教育機関と連携した地域産業を担う人材の育成確保
- 県外流出前（高校・大学卒業前等）におけるインターンシップなどを強化

▶ 視点② 県外若年層の県内還流の促進

- 県外学生の県内就職活動における相談体制、インターンシップなどの支援を強化
- 企業経営者による人材確保に向けたトップセールスの推進や企業の情報発信を強化
- 理系大学生の県内就職を促進するため、再生可能エネルギー、医療機器、ロボット関連などの企業と連携して、企業視察、就職マッチングを推進
- 上場企業化を支援し、県外大学生等のUターン就職に向けてブランド力のある企業を創出
- 県内に就職（特定業種）する学生の奨学金返還への支援制度を検討

1 しごとづくり (2/2)

(3) 農林水産業しごとづくりプロジェクト

視 点・主な取組

▶ 視点① 法人・企業等による安定雇用の創出

- 地域の農林水産業をけん引する法人の育成支援や企業等の誘致・連携等により新たな雇用を創出
- 企業の農業参入に関するワンストップ窓口を設置、ニーズに応じた相談、地域とのマッチングの促進、生産安定等への支援
- 生産法人や参入企業、意欲ある農林水産業者の初期投資（施設整備、技術導入、耕作放棄地再生利用等）への支援
- 安定経営のための周年生産体系確立等に向けた、地域、企業、自治体などが連携・協働

▶ 視点② 新規就業者に対する支援の強化

- 農業大学校等の活用による移住先に慣れるまでの中・長期研修、体験機会の確保
- 移住者向け情報蓄積（農林地、兼業先、住居、先端技術等）とマッチング体制の構築
- 独立時の生産基盤（機械や施設）などの整備費用への支援
- 県・市町村や農業協同組合などによる販路確保や6次化支援
- 地域や企業が求める専門的農林水産業技術者養成のための研修体制の整備
- 農林水産業へ新規参入する女性への支援、既存の就業女性を含めたネットワーク活動への支援
- 移住者に向けた空き家対策による木造住居の提供支援や、林業事業体への就業斡旋・雇用環境充実化への支援

▶ 視点③ 稼ぐ視点での地域産業6次化の推進

- 1次のみならず、2次・3次企業がけん引する地域産業6次化の推進・体制整備
- 里山資源を活用した地域産業6次化の、外部や民間の視点を生かした推進・支援
- 既存の通販・レシピサイト等と連携した消費者への発信・販売力強化

▶ 視点④ 消費者を見据えた販売促進

- 消費者の健康志向等を踏まえた、有機農産物や薬用作物、林産物等の機能性や栄養素等に注目した取組を推進
- 意欲ある生産者、食品事業者や製薬会社等をマッチングする販促モデルを構築

2 ひとの流れをつくる

(4) 定住・二地域居住推進プロジェクト

視 点・主な取組

視点① 地域が求める人材の移住促進

- 地域が求める人材を的確に把握し、仕事を持った移住者の受け入れ促進
- 後継者不足の地域伝統産業を支える地域おこし協力隊の導入拡大
- 地域が求める人材や提供できる環境の情報発信の強化など、受け入れ態勢を含めた環境整備の促進

視点② 移住者に対する就職支援の充実

- 移住者の就労の場の確保を図るため、新規就農等への支援強化や移住者を直接雇用する事業組合等の設立支援
- 滞在型農園等での利用者が生産した農産物の加工・地域内販売への支援

視点③ 住まいの確保など定住・二地域居住を支える環境の充実確保

- 働く場、住居の確保などの支援策をパッケージで行う実証モデル事業を市町村と連携して展開
- 移住者の居住環境を確保するための空き家等の改修支援
- 潜在的希望者へ民間企業と連携して「ふくしまチャレンジパスポート（仮称）」を発行（例：レンタカー、引っ越し、住宅リフォーム、宿泊施設等の割引制度）

視点④ 若者等と集落の交流促進

- 地域づくりを通じた大学生等と集落の交流促進の継続・拡大
- 集落と集落出身者との結び付き強化を支援

(5) 観光コンテンツ創出プロジェクト

視 点・主な取組

視点① 地域資源の発掘磨き上げによる観光コンテンツの創出・交流人口の拡大

- ふくしまならではの観光素材を活かした観光コンテンツの創出（観光素材の例：温泉、酒蔵、只見ユネスコエコパーク、磐梯山ジオパーク、尾瀬）
- 地域の歴史、街並み、文化、スポーツ等を活かしたまちづくりの支援
- インバウンドの増大に向けた地域の食の磨き上げ支援
- 震災ツーリズムに向けたコンテンツの整備等

視点② メディア芸術等を活用した観光コンテンツの創出・交流人口の拡大

- ふくしまに縁のあるメディア芸術※を活用したまちづくりの支援、ツーリズムの開発、本県の魅力の発信
- コンテンツ関連企業の県内進出に対する支援、クリエイターを目指す人材の育成

※メディア芸術：映画、漫画、アニメーション、CGアート、ゲームや電子機器等を利用した新しい分野の芸術の総称（文化庁による）

視点③ 戦略的な情報発信と受け入れ態勢の整備

- 観光全般をマネジメントする「ふくしま版DMO」の設置及び金融機関と連携した運営
- 観光スポットへのWiFi設置などの環境整備

3 結婚・出産・子育て

(6) 切れ目のない結婚・出産・子育ての希望をかなえるプロジェクト

視 点・主な取組

▶ 視点① 結婚－独身男女の出会いに“世話をやく”地域社会の再創造－

- “世話やき人” ボランティアの養成と結婚したい男女への支援充実
- 市町村等と連携した独身男女の多様な出会いづくりの推進
- 結婚から子育てまでの様々な支援を行うサポート拠点「ふくしま結婚・子育て応援センター」の充実強化

▶ 視点② 出産－子どもを望む夫婦をしっかりとサポート－

- 特定不妊治療や不育症治療に加え、男性の不妊治療に関しても手厚く助成
- 産後の育児不安に対する相談支援のほか、助産師による宿泊ケア、日帰りケア等を提供

▶ 視点③ 子育て－官民あげた子育て環境の充実強化－

- 18歳以下の子どもを持つ家庭の負担を軽減するため、子どもの入院及び通院に係る医療費を無料化
- 多様な世代による地域ぐるみでの子育て支援の充実と子育てしやすい環境の整備
- 優遇税制や住宅建築支援等により、三世帯同居・近居による育児環境の確保を支援
- 働きながら子育てできる環境を充実させるため、事業所内保育所の設置を希望する事業者への支援を強化
- 県が率先してイクボスの普及拡大に取り組むとともに、研修や表彰等を通じて、県内市町村や企業等での取組を促進

4 まちづくり

(7) 「リノベーションのまちづくり」プロジェクト

視 点・主な取組

▶ 視点① 廃校等を活用した交流拠点の整備

- ニーズを的確に捉えた廃校、空き家を活用した交流拠点整備の推進
- 活用事例、ノウハウ等の先駆的な事例の紹介、普及

▶ 視点② 商店街の新たな価値の創造

- 専門家による改善提案と実現に向けたリノベーションを支援

▶ 視点③ リノベーションでまちの新たな魅力を創造

- リノベーションコンペの開催、企画案の実現に向けた取組を推進
- 「リノベーションスクール」等による新たな担い手、後継者の育成を強化

※リノベーション：既存建物を大規模に改装し、用途変更や機能の高度化を図り、建築物に新しい価値を加えること。（大辞林）

VI 基本施策

Ⅱ「基本目標」ごとに、計画期間（平成 27～31 年度）のうちに実施する施策。

※具体的な施策において、Ⅴの重点プロジェクトに該当するものに「**重**」と記載

1 県内に安定した雇用を創出する

成果目標

項目	現状値	目標値
工場立地に伴う新規雇用者数	—	調整中※
工場立地件数	172 件 (H25～26 年累計)	600 件 (H25～31 年累計)
製造品出荷額等	47,625 億円 (H25 年)	54,628 億円 (H31 年)
商業・サービス業の総生産額	19,331 億円 (H25 年度)	20,720 億円 (H31 年度)
農業産出額	2,049 億円 (H25 年度)	2,635 億円以上 (H32 年度)
林業産出額	85 億円 (H25 年度)	185 億円以上 (H32 年度)
沿岸漁業産出額	13 億円 (H23 年度)	100 億円 (H32 年度)

※現在策定中の第 3 次福島県復興計画の中で、指標を定める

施策の方向性

- (1) ふくしまに雇用・起業創出を図る
- (2) 「しごと」を支える若者の定着・還流を促す
- (3) 農林水産業の振興を図る

(1) ふくしまに雇用・起業創出を図る

【課題と対策】

■ 課題

- ・ 本県の社会増減は、平成8年以降、転出超過が続いているが、進学期と就職期の若者の転出の影響が大きい。
- ・ 震災等による企業の県外移転等も人口流出を更に進めており、県内での雇用の場の確保・創出が必要である。

(参考) H26年社会動態：全体▲2,211人（うち15～24歳▲4,169人）

鉱工業生産指数の推移：88.0（H22=100）

■ 対策

- ・ 震災からの復興の柱であり、人口減少や高齢化、環境問題などに対応する我が国の成長産業（再生可能エネルギー、医療機器、ロボット関連産業）について、育成・集積を促進するとともに、今後成長の見込まれる新産業の創出を通じ、雇用の創出を図る。
- ・ 人材還流の受け皿となる製造業等の企業誘致を始め、本社機能移転による企業の地方拠点の強化や、海外からの直接投資を喚起するとともに、起業・創業への支援などにより、新たな雇用を創出する。
- ・ 県内企業において必要とされる高度な産業人材の育成に取り組む。
- ・ 県内金融機関等と連携して、県内中小企業者への経営指導を強化するほか、地域創生への支援策を講じる。

具体的な施策

(ア) 企業誘致等による雇用創出

- 重** ○ 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積（商工労働部）
再生可能エネルギー関連産業に係る県内企業等の人材育成、産学官のネットワーク形成、技術力向上、販路拡大等の各段階について一体的に推進することにより、本県における再生可能エネルギー関連産業の育成・集積を図る。
- 重** ○ 医療機器関連産業の更なる集積（商工労働部）
本県を医療関連産業の一大集積地にするため、「ふくしま医療機器開発・安全性評価センター」の機能を最大限活用し、革新的な医療機器等の開発、医療機器関連企業の立地促進、人材育成等を積極的に推進し、

医療機器関連産業の更なる発展、集積を図る。

④ ○ ロボット関連産業の育成・集積（企画調整部・商工労働部等）

労働現場に劇的な変革をもたらす可能性を有し、多様な分野での活用・成長が期待されるロボット産業について、イノベーション・コースト構想と連携し、技術開発や取引拡大などを支援することにより、本県におけるロボット関連産業の育成・集積を図る。

④ ○ 新たな環境・リサイクル関連産業の集積（スマートエコパーク）（生活環境部・商工労働部）

イノベーション・コースト構想と連携し、環境・リサイクル分野における県内企業等のネットワーク形成、研究開発や人材育成を通じた技術基盤の強化により、当該分野への進出や関連企業の県内立地等を促進し、新たな環境・リサイクル関連産業の集積を図る。

④ ○ 海外からの立地促進（商工労働部）

本県企業等への関心がある再生可能エネルギー関連や医療機器関連の海外企業を招へいし、本県主催の展示会へ出展を勧誘するとともに、国内で法人活動するために必要な初期費用（在留資格取得、法人設立、建物等の賃借料など）を支援することにより、海外企業の立地を促進させる。

○ 工場立地の促進（商工労働部）

本県への企業立地を加速させ、就業機会の拡大を図るため、誘致促進重点業種等を営む企業に対して、企業立地補助金等により設備投資に対する支援を行う。

④ ○ 本社機能等の移転促進（商工労働部）

地域の中核企業や新規立地企業を対象に本社機能の県内移転及び拡充を促進させるため、移転や拡充に伴う各種費用のうち一定程度の支援を行うことにより、事務系部門を含む安定した雇用をさらに創出する。

○ 政府関係機関の県内移転（企画調整部）

ロボット等の政府関係機関の本県移転を国に働きかける。

<KPI>

再生可能エネルギー関連の工場立地件数

【現状値】16件（H26年度）→【目標値】60件以上（H31年度）

医療福祉機器関連産業の工場立地件数

【現状値】27件（H26年）→【目標値】60件以上（H31年）

工場立地件数

【現状値】172件（H25・26年累計）→【目標値】600件（H25～31年累計）

本社機能の移転件数

【現状値】－→【目標値】調整中

※現在策定中の地域再生計画において、数値目標を定める。

（イ）起業促進等による雇用創出

① 若年層・女性等の起業支援（総務部・商工労働部）

すべての人が起業しやすい環境を整備するため、若者等の起業マインドを啓発するとともに、大学発ベンチャーや女性起業家など多様な起業ニーズに応えるべく、創業に係る各種支援、ワンストップ相談体制の強化や起業の優良事例の表彰などを行う。

② リーダー的起業家の発掘・育成（商工労働部）

上場を目指す等大きなビジョンを有し、周囲の起業マインドを惹起するリーダー的起業家を発掘・育成することで、地域に起業が相次ぐ「起業の連鎖」を創出する。

③ 空き家、空き店舗等の活用（商工労働部）

空き家、空き店舗等を活用したサテライトオフィス等を整備することにより、過疎・中山間地域へのベンチャー企業等の設立・進出を支援する。

④ 働き続けることができる職場環境整備の推進（商工労働部）

在宅ワークや短時間勤務など、従来の枠にとらわれない多様な働き方ができる職場環境のモデルケースの整備を推進する。

<KPI>

会津大学発ベンチャー新規認定数（起業家人数）

【現状値】－→【目標値】累計10件（H31年度）

開業率

【現状値】5.0%（H26年度）→【目標値】5.3%（H31年度）

次世代育成企業認定数

【現状値】462 社(H26 年度) → 【目標値】580 社 (H31 年度)

(ウ) 地域企業の競争力強化による雇用創出

- ① ○ 高度人材の招へい（商工労働部）
中小企業等の売上や雇用拡大を図るため、経営者の経営改革意欲の向上や、県内企業に必要とされる高度な人材の首都圏等からの招へい等の支援に取り組む。
- ① ○ オールふくしま支援体制による経営支援（商工労働部）
金融機関、商工会、税理士等との連携によるオールふくしま支援体制を構築することにより、中小企業・小規模事業者の事業再生・事業転換等を支援する。
- 製造業における高度人材育成（商工労働部）
企業 OB 等を活用して、県内中小企業の製造現場を統括する工場長クラスを対象とした QCD（品質、コスト、納期）の研修を実施する。
- 海外への販路拡大（商工労働部）
県内企業が有する技術・製品を広く海外に発信し販路拡大を支援する。
- 客観的データに基づく企業支援（商工労働部）
「地域経済分析システム」を活用し、県内企業が抱える課題解決のため、客観的データに基づく支援を行う。

<KPI>

オールふくしま支援体制による経営支援等検討件数

【現状値】－ → 【目標値】240 件（年間）

(エ) 県内金融機関等との連携

- ① ○ 金融機関との連携（企画調整部・商工労働部）
県外へ進学した大学生が U ターン就職できる魅力ある県内企業を増やすなど、県内企業の経営支援に実績を持つ県内金融機関と連携した地域創生支援策について実施する。

(オ) 成長が期待される産業の育成・集積

○ ヘルスケア産業等の育成（商工労働部・保健福祉部）

健康増進（健康づくり）の取組推進につながるヘルスケア産業の創出や、航空宇宙産業への県内企業の新規参入支援など、今後の成長が期待される産業の育成、集積を図る。

(カ) 高齢者などの再就職支援など多様な働き方の環境づくり

○ 高齢者の再就職支援（保健福祉部・商工労働部）

シニア世代が地域社会の担い手として健康でいきいきと活躍できるよう、生きがい就労や活動の場を創出するほか、就労を促進するため、高齢者への就職相談・紹介による就業支援を図るとともに、就業先を確保する。

(2) 「しごと」を支える若者の定着・還流を促す

【課題と対策】

■ 課題

- ・進学や就職を理由とした若年層の首都圏への人口流出が進んでいる。
- ・県内に就職した新規高卒者の離職率が高い。
- ・県全域において医療・福祉・介護人材が不足している。

（参考）

県内高校卒業生の地域別大学進学者率（H27.3）：県内 19.2%、東京都 21.3%、関東 6 県 34.2%

県内大学卒業生の就職内定状況（H27.3）：県内就職者 37.8%、県外就職者 62.2%

■ 対策

- ・ふくしまの未来を担う若年層の県内回帰・県内定着に取り組むため、魅力ある高等教育機関づくりに取り組む。
- ・意欲と能力のある若者が県内で活躍できるよう、大学、市町村、産業界等との連携を強化し、地元企業への就職支援など魅力ある企業づくりに取り組むとともに、自らが新たな地域産業を生み出す起業支援などに取り組む。
- ・震災・原子力災害等の影響により大幅に不足した医療及び福祉・介護人材等の確保・定着に向けた取組を強化する。

具体的な施策

(ア) 若年層の県外流出の抑制

- ① 〇 魅力ある高等教育機関の環境創出（総務部・企画調整部）**
福島大学 COC+や会津大学スーパーグローバル大学支援事業など大学独自の取組により、若者に魅力のある高等教育機関の環境を創出するとともに、学生の地元定着に向けた取組を推進する。
- ② 〇 ICT 人材の育成（総務部）**
会津大学において、学生や県内で ICT 起業家を目指す社会人等に、起業機会を提供し、地元企業等との連携により実践的な起業能力とビジネス展開に不可欠な人材ネットワークを形成することで優秀な人材を育成するとともに、データ解析を中心とした手法による地域企業の課題解決に取り組み、地域経済の活性化を図る。
- ③ 〇 ものづくり産業を担う人材の育成・確保（企画調整部・商工労働部・教育庁）**
県内のものづくり産業の団体等と連携し、県内高等教育機関に対する本県ものづくり企業の情報発信や、工場見学等の受入を行うことにより、ものづくり企業に対する理解を促し、人材の育成・確保に取り組む。（一部、新規想定）
- ④ 〇 インターンシップ等の強化（総務部・企画調整部・文化スポーツ局・商工労働部・土木部・教育庁）**
県外流出前（高校・大学卒業前等）において、希望する職業と求める人材のミスマッチを解消するためのインターンシップなどを通じ、地元企業等への理解を促進する取組を強化する。
- ⑤ 〇 高校生への就職・定着支援（商工労働部・教育庁）**
新規高卒者の県内就職促進・県内定着に向けて、各地区に就職アドバイザーを配置し、就職活動時期だけでなく、就職前や就職後においても新規高卒就職者をサポートするとともに、企業訪問による求人の開拓、インターンシップの実施による勤労観や職業観の育成等に取り組む。
- ⑥ 〇 大学生に対する就職支援（商工労働部）**
首都圏及び県内での支援体制の強化を図り、きめ細かい相談対応を行

うとともに、業界研究セミナーなど県内企業の情報発信を行う。

<KPI>

COC+事業協働地域就職率

【現状値】45.4%(H26年度) → 【目標値】累計55.5%(H31年度)

新規高卒者の県内就職率

【現状値】81.8%(H27年3月卒) → 【目標値】84.4%(H32年3月卒)

企業立地補助金における新增設企業の新規雇用(地域産業を担う人材)

【現状値】－ → 【目標値】100%(H31年度)

(イ) 県外若年層の県内還流の促進

① 県外学生の就職活動支援（商工労働部）

県外学生の県内就職活動における企業訪問のためのバスツアーや合同企業説明会への支援体制の強化や、大学との就職協定による学内就職支援の取組などを強化する。

② 県内企業の情報発信（商工労働部）

企業経営者による大学訪問キャラバンの実施や大学ゼミと連携した企業訪問など企業の情報発信を強化する。

③ 理系大学生の県内就職の促進（商工労働部）

理系大学生の県内就職を促進するため、再生可能エネルギー、医療機器、ロボット関連などの企業と連携して、企業視察、就職マッチングを推進する。

④ ブランド力のある企業の創出（商工労働部）

県内金融機関と連携し、県内企業の上場企業化を支援し、県外大学生等、特に文系学生のUターン就職の受け皿として十分なブランド力のある企業を創出する。

⑤ 奨学金返還への支援制度（商工労働部）

県内企業への就職者を増加させるため、県内企業への就職者に対する奨学金返還への支援制度の仕組みをつくる。

<KPI>

県外から県内企業への就職決定者数

【現状値】 214 人(H26 年度) → 【目標値】 360 人(H31 年度)

(エ) 医療・福祉人材の育成・確保に向けた取組強化

○ 医療従事者の養成確保・定着（保健福祉部）

若い年代から地域医療の現場に触れる機会を設け、医療への理解・関心を高める取組や、大学等の養成施設や医療機関との連携により、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師などの医療従事者の養成確保・定着に向けた取組を充実強化する。

○ 福祉・介護人材の確保（保健福祉部）

若者が介護に触れる機会を確保し介護への理解・関心を高めるための事業の一体的な展開や、新任福祉・介護職員のつどい（新規想定）を開催し、これまでの取組に加え福祉・介護職へのイメージアップを図る取組を強化する。

(オ) 建設産業の人材確保

○ 建設産業の担い手育成（土木部）

道路や公共建築物などの社会資本の整備や管理・更新を担う建設産業は、将来にわたり県民生活の向上と県内経済の発展に欠かせない分野であるが、新規就業者数の低迷や若年層の離職率が高いなど高齢化が著しいため、建設業関係団体と連携しながら若者の担い手の育成・確保を図る。

(3) 農林水産業の振興を図る

【課題と対策】

■ 課題

- ・農林水産業の就業者は、高齢化の進行により減少しており、就業者数及び産出額も年々減少傾向。特に、震災以降は、事業休止等により、その傾向が強まっており、所得向上など若者に魅力ある就業環境の実現が必要。
- ・震災等の影響により、本県のブランド力が大きく損なわれ、県産品のイメージ低下、販路縮小につながっている。

(参考) 農業就業人口の平均年齢：H17 年 63.8 歳－H26 年 67.7 歳（+3.9 歳）

第1次産業の就業者数の推移：H17 年 9.3 万人－H22 年 7.1 万人（▲2.2 万人）

農業産出額：H17年2,500億円－H25年2,049億円（▲451億円）

■ 対策

- ・本県の基幹産業である農林水産業を魅力あるものとしていくため、他産業との連携や民間活力の活用などによる成長産業化に取り組み、若い人材を確保するための雇用創出や所得向上の実現を目指す。
- ・県産農林水産物のブランド力を高め、稼ぐ視点での地域産業の6次化を推進していく。

具体的な施策

（ア）法人・企業等による安定雇用の創出

- ① 法人の育成・企業等の誘致（農林水産部）
地域の農業水産業をけん引する法人の育成支援や企業等の誘致・農業参入・交流連携等により、新たな農林水産分野での雇用を創出する。（一部、新規想定）
- ② 企業参入に向けたワンストップ窓口の設置（農林水産部）
企業の農業参入に関するワンストップ窓口を設置し、ニーズに応じた相談、地域とのマッチングの促進、生産安定等への支援を行う。
- ③ 生産法人等への初期投資への支援（農林水産部）
生産法人や農林水産業の企業参入、意欲ある農林水産業者に対して、初期投資となる施設整備、新技術等の導入、耕作放棄地の再生利用に係る経費などを支援し、地域農業をけん引する多様な担い手を育成するとともに、雇用の確保を図る。
- ④ 安定経営のための生産体系確立等に向けた連携・協働（農林水産部）
農業法人等の営農組織と企業等のマッチングを図り、周年生産などの新たな取組を支援することで、農業の新たなビジネスモデルを構築し、安定雇用を確保する。

<KPI>

農業生産法人数

【現状値】－→【目標値】541件(H28年)

新事業創出による新規雇用人数

【現状値】－ → 【目標値】60人(H30年度)
 農業用機械施設等整備支援事業を活用した法人の新規雇用者数
 【現状値】8人(H26年度末) → 【目標値】延べ12人(H28年度)
 農家民宿等に宿泊した社員数
 【現状値】－ → 【目標値】延べ90人(H28年度)
 操業再開した経営体数(漁業)
 【現状値】304経営体数(H 年度) → 【目標値】509経営体(H30年度)

(イ) 新規就業者に対する支援の強化

- 重** ○ **研修・体験機会の確保(農林水産部)**
 新規就農者が定着できるよう、農業大学校等の活用による移住先に慣れるまでの中・長期の研修・体験機会を確保する。
- **高校生等の若い担い手の育成・確保(農林水産部)**
 農業高校生の就農意識の醸成などにより、復興を担う若い人材の育成・確保を図る。
- 重** ○ **新規就業者向けマッチング体制の構築(農林水産部)**
 新規就農者の呼び込み等に向け、移住者向け情報蓄積(農林地、兼業先、住居、先端技術等)とのマッチング体制を構築する。
- 重** ○ **新規就業者への生産基盤の整備支援(農林水産部)**
 新規参入者が研修等を終えたあと、独立時の生産基盤(機械や施設)などの整備費用を支援する。
- 重** ○ **新規就業者向け販路の確保(農林水産部)**
 県内生産物の県、市町村や農業協同組合による販路確保のほかにも、地域農業モデルの育成に向けて、専門家等による継続的なコンサルティング活動を実施する。
 また、「ふくしま6次化創業塾」において、地域産業6次化に意欲的にチャレンジする人材を育成する。
- 重** ○ **専門的農林水産業技術者の養成(農林水産部)**
 新規参入者に対する栽培技術や経営管理に関する実地等の研修を農業法人等で実施するとともに、地域産業の6次化に向けては、取組の段階に応じた育成プログラムを開設するなど、地域や企業が求める専門的な

人材を育成する。

① 就業女性への支援（農林水産部）

女子高校生、短大生を対象とした先輩農業女子へのインターンシップの実施、新規参入者等への栽培技術や営農管理能力向上を図る農業女子ゼミナールを開催するなど、若い女性が農業を職業として選択するためのきっかけ、体制づくりを進める。

② 林業への就業機会等の確保（農林水産部）

移住者等へ向けた空き家対策による木造住居の提供支援や、林業事業体への就業斡旋・雇用環境充実への支援を行う。

<KPI>

新規就農者数

【現状値】 212 人 (H27 年度) → 【目標値】 245 人 (H30 年度)

間伐材利用量

【現状値】 — → 【目標値】 検討中

林業新規就業者数

【現状値】 — → 【目標値】 検討中

女性新規就農者数

【現状値】 55 人 (H27 年度) → 【目標値】 74 人 (H30 年度)

林業新規就業者数

【現状値】 — → 【目標値】 検討中

（ウ）稼ぐ視点での地域産業 6 次化の推進

① 地域産業 6 次化の推進・体制整備（農林水産部・商工労働部）

従来の生鮮流通を中心とした販路だけではなく、異業種（2 次、3 次産業）と密接に連携し、地域特産品の開発や販路開拓など、新たな産業の創出にチャレンジし、所得の向上と雇用の創出を図る。

② 里山資源の活用（農林水産部・企画調整部）

里山資源を活用した地域産業 6 次化など、地域金融機関等の民間の視点を生かして推進・支援を行い、農村地域における雇用と所得が確保できる仕組みづくりを行う。

③ 消費者への販売力強化（観光交流局、農林水産部）

既存の通販・レシピサイトや、ライフスタイルをプロデュースできるセレクトショップ等と連携し、消費者への発信・販売力を強化する。

<KPI>

地方ネットワーク構成員数

【現状値】－ → 【目標値】検討中（H30 年度）

6 次化新商品開発数

【現状値】200 商品(H23 年度) → 【目標値】470 商品(H32 年度)

農商工連携ファンド活用数

【現状値】－ → 【目標値】検討中(H30 年度)

農家民宿等に宿泊した社員数

【現状値】－ → 【目標値】延べ 90 人(H28 年度)

バイヤーとの商談件数

【現状値】－ → 【目標値】検討中（H30 年度）

(エ) 消費者を見据えた販売促進

重 ○ 商品の見える化（農林水産部）

消費者の健康志向等を踏まえ、有機農産物や薬用産物、林産物等の機能性や栄養素等に着眼した取組及び医療や福祉など農業の枠を超えて連携した取組を推進する。

重 ○ 販促モデルの構築（観光交流局、農林水産部）

健康機能性をもつ農作物の生産拡大、利用拡大に向け、意欲ある生産者と、食品業者や製薬会社等をマッチングする販促モデルを構築する。

○ 消費・流通拡大に向けた取組（農林水産部）

地域生産される美味しい農林水産物の販路拡大と風評払拭を図るため、販売店における継続的な販売面積確保や取扱量の拡大など、消費・流通拡大に向けた取組を行う。

○ 食の魅力向上・販売促進（観光交流局・農林水産部）

農林水産物や料理・地酒、文化、自然等を活用し、観光業との連携等による「食」の魅力向上・販売促進の取組を支援する。

<KPI>

工芸農作物の単価

【現状値】

おたねにんじん 2,000 円/kg
エゴマ 1,000 円/kg(原料単価)
(平成 25 年度)

→ 【目標値】

おたねにんじん 2,500 円/kg
エゴマ 1,200 円/kg(原料単価)
(平成 30 年度)

工芸農作物生産者の販売額

【現状値】

おたねにんじん 15,320 千円
エゴマ 9,240 千円(搾油販売含)
(平成 25 年度)

→ 【目標値】

おたねにんじん 17,600 千円
エゴマ 23,220 千円(搾油販売含)
(平成 30 年度)

栽培きのこ生産量

【現状値】 — → 【目標値】 検討中 (H30 年度)

地域資源のブランド力強化のための試験研究成果の移転件数

【現状値】 — → 【目標値】 7 件 (H30 年度)

2 県内への新しいひとの流れをつくる

成果目標

項目	現状値	目標値
人口の社会増減	▲2,211 人 (H26 年)	± 0 (H31 年)
観光入込客数	46,893 千人 (H26 年)	62,400 千人 (H31 年)

施策の方向性

- (1) 定住・二地域居住や若者等との交流を促進する
- (2) 地域資源の発掘磨き上げや新たな魅力の創出により観光交流人口の拡大を図る

(1) 定住・二地域居住や若者等との交流を促進する

【課題と対策】

■ 課題

- ・本県の社会増減は、平成8年以降転出超過が続いているが、進学期と就職期の若者の転出の影響が大きい。
- ・「2014年田舎暮らし希望地域ランキング（NPO法人ふるさと回帰支援センター）」において、本県は全国第4位と震災後も高い支持を得ており、首都圏への近接性など、そのポテンシャルを生かした移住対策が必要である。
- ・人口ビジョンにおける県民アンケートによると、首都圏在住者（未移住者）からは、「働き口」や「給料が下がる可能性がある」などが移住を妨げる要因として挙げられている。

（参考）社会増減の状況：平成26年 △2,211人、うち15～24歳△4,169人

■ 対策

- ・移住希望者に対する「仕事」と「住居」を確保できる体制を整備するとともに、外からの力も活用しながら魅力ある地域づくりを推進し定住・二地域居住を促進する。

具体的な施策

（ア）地域が求める人材の移住促進

- ① 地域が求める人材の移住促進（企画調整部・観光交流局）
地域が必要とする人材を明確化し、訴求力のある情報発信をしていくとともに、移住者と地域のマッチングを図り、仕事を持った移住者の受け入れを促進する。
- ② 地域おこし協力隊の導入拡大（企画調整部・観光交流局）
「地域おこし協力隊」について、県が前面に立って受入態勢の充実等、独自の取組を実施し、協力隊の設置・定住を促進し、定住人口の増加を図る。特に後継者不足の地域伝統産業を支える「地域おこし協力隊」の導入を拡大する。
- ③ 戦略的な情報発信と環境整備（企画調整部・観光交流局）
地域が求める人材や提供できる環境の情報発信の強化など受入態勢を

含めた環境整備を促進する。

<KPI>

定住・二地域居住推進にかかる事業による移住者

【現状値】－ → 【目標値】10組以上（毎年度）

地域おこし協力隊の採用者数

【現状値】10名（H26年度） → 【目標値】 検討中

戦略的情報発信をきっかけに移住を決めた世帯数

【現状値】41世帯（H26年度） → 【目標値】48世帯以上（毎年度）

（イ）移住者に対する就職支援の充実

- ① ○ 移住者の就労支援
（企画調整部・農林水産部・商工労働部・観光交流局）
移住者の就労の場の確保を図るため、新規就農等への支援強化や移住者を直接雇用する事業組合等の設立を支援する。
- ② ○ 滞在型農園等の活用（農林水産部・観光交流局）
滞在型農園等で利用者が生産した農産物の加工・地域内販売への支援を行う。
- Uターン希望者への支援（商工労働部）
就職支援窓口である「ふるさと福島就職情報センター」を拠点に、Uターン希望者のためのセミナーや県内企業の魅力情報の発信、さらに就労支援のための相談や職場実習等を行う。

<KPI>

新規就農者数

【現状値】212人（H27年度） → 【目標値】245人（H30年度）

（ウ）住まいの確保など定住・二地域居住を支える環境の充実確保

- ① ○ 市町村と連携した定住・二地域居住を支える環境の充実
（企画調整部・農林水産部・商工労働部・観光交流局）
働く場、住居の確保などの支援策をパッケージで行う実証モデル事業を市町村と連携して展開する。

重 ○ 移住者の居住環境の確保（企画調整部・観光交流局・土木部）

移住者の居住環境を確保するため、空き家を活用して、定住・二地域居住者等の住宅再建を推進するとともに、空き家実態調査や空き家等の改修を支援する。

重 ○ 民間企業と連携した移住支援（企画調整部・商工労働部・観光交流局）

潜在的移住希望者へ、本県でのチャレンジを応援するため、民間企業と連携して各種割引制度が受けられるような「ふくしまチャレンジパスポート（仮称）」を発行し、本県への人の流れを誘導する。

（レンタカー、引っ越し、住宅リフォーム、宿泊施設等の割引制度）

<KPI>

定住二地域居住推進にかかる事業による移住者

【現状値】－ → 【目標値】10組以上（毎年度）

空き家・ふるさと復興支援事業を活用し、県外からの移住世帯数

【現状値】－ → 【目標値】100世帯（H30年度）

地域おこし協力隊の採用者数

【現状値】10名（H26年度） → 【目標値】検討中

（エ）若者等と集落の交流促進

重 ○ 若者等と集落の交流促進（企画調整部）

過疎中山間地域等において、地域力の育成などを進めるとともに、定期的・組織的に集落を訪問する大学生等を引き続き支援し、継続的な交流による集落活性化や都市農村交流の加速化等を図る。

重 ○ 集落と集落出身者の結びつきの強化（企画調整部）

集落と集落出身者の結び付きの強化を支援する。

<KPI>

大学生等と集落の交流人数

【現状値】延べ80名以上（H26年度） → 【目標値】延べ100名以上（毎年度）

地域創生総合支援事業（サポート事業 過疎・中山間地域集落等活性化枠）補助件数

【現状値】25件（H26年度） → 【目標値】25件以上（単年度）

(2) 地域資源の発掘磨き上げや新たな魅力の創出により観光交流人口の拡大を図る

【課題と対策】

■ 課題
・観光客入込数は、震災以前は、ほぼ横ばいで推移していたが、震災後、原発事故に伴う風評等により、大幅に落ち込み、平成 26 年においても震災前まで回復していない。教育旅行、外国人宿泊者数の回復はさらに遅れている。 (参考) 観光客入込数：H22 年 57,179 千人－H26 年 46,893 千人 (H22 比 82%) 教育旅行宿泊者数：H22 年度 673,912 人泊－H26 年度 350,704 人泊 (H22 度比 52%) 外国人宿泊者数：H22 年度 9.6 万人－H26 年度 4.4 万人 (H22 度比 46%)
■ 対策
・本県の自然、伝統、文化等の特色や独自性を生かした新たな観光魅力が必要であり、地域に昔からある宝を磨き上げるとともに、外からの力も活用しながら魅力ある地域づくりを推進することで、訪れたくなるふくしまを創出し、交流人口の拡大を図る。 ・「ふくしまの今」がより伝わるよう情報発信し、本県への理解を深め、共感の輪を広げることで、イメージアップを図り、ひとの流れを呼び戻す。

具体的な施策

(ア) 地域資源の発掘・磨き上げによる観光コンテンツの創出・交流人口の拡大

- 重 ○ 地域資源を生かした交流人口の拡大(企画調整部・観光交流局・土木部)
 ふくしまならではの観光素材を生かし観光コンテンツを創出し、誘客を推進する。
 (観光素材の例：温泉、酒蔵、只見ユネスコエコパーク、磐梯山ジオパーク、尾瀬)
- 重 ○ 地域風土を生かしたまちづくり
 (企画調整部・文化スポーツ局・観光交流局)
 歴史情緒あふれる地域景観づくりを支援するため、観光資源としての磨き上げを行うなど、地域の歴史、町並みを生かしたまちづくりを行う他、文化、スポーツ等の様々な地域風土を生かしたまちづくりを支援する。

① ○ インバウンドの促進（観光交流局）

海外における観光地としての認知度を向上させ、本県への外国人誘客対策を行うとともに、外国人旅行者の受入体制の整備や地域資源（食など）の発掘・磨き上げなどインバウンドの促進を支援する。

① ○ 震災ツーリズムの開発（企画調整部・文化スポーツ局・観光交流局・教育庁）

復興に向けた地域の姿や、産業の再生に尽力している企業の取組を新たな観光魅力として捉え、コンテンツの整備等を図り、アーカイブ施設とも連動させ、ふくしまならではの産業ツーリズムや教育旅行のプログラムづくりを進め、交流人口の増加を図る。

○ 教育旅行の誘致（観光交流局・教育庁）

被災地の経験を伝える震災・防災学習のほか、文化・スポーツ活動の合宿等を通じた地域との交流など、子どもや学校にとって魅力的な教育旅行プログラムづくりや支援を行う。

<KPI>

観光入込客数

【現状値】46,893千人（H26年度） → 【目標値】62,400千人（H31年度）

地域創生総合支援事業（サポート事業一般枠（うち震災復興関連事業））補助件数

【現状値】111件（H26年度） → 【目標値】100件以上（単年度）

外国人延べ宿泊者数

【現状値】44,040人（H26年度） → 【目標値】118,000人（H31年度）

震災ツーリズムモニターツアー参加者数

【現状値】－ → 【目標値】240人（H31年度）

（イ）メディア芸術※等を活用した観光コンテンツの創出・交流人口の拡大

① ○ メディア芸術等の活用（企画調整部・文化スポーツ局・観光交流局）

ふくしまに縁のあるメディア芸術等を活用した「まちづくりの支援」「ツーリズムの開発」「本県魅力の発信」に取り組む。

※メディア芸術：映画、漫画、アニメーション、CGアート、ゲームや電子機器等を利用した新しい分野の芸術の総称（文化庁による）

① ○ クリエーター人材の還流促進（企画調整部・商工労働部・観光交流局）

世界に通用するコンテンツ関連企業の集積、創造性豊かな人材の育成

や、県外クリエイターと地域資源のマッチングや移住促進、クリエイターを目指す人材の育成に取り組む。

<KPI>

クリエイターとのマッチング件数

【現状値】 4 件 (H27 年度) → 【目標値】 50 件 (H30 年度)

クリエイターの移住件数

【現状値】 - (H27 年度) → 【目標値】 5 件 (H30 年度)

(ウ) 戦略的な情報発信と受け入れ態勢の整備

- ① ○ DMOの設置促進（観光交流局）
観光全般をマネジメントする「ふくしま版 DMO」の設置を促進する。
- ① ○ 戦略的な情報発信に係る環境整備（企画調整部・観光交流局・土木部）
観光スポットへの Wi-Fi 設置などの環境整備に取り組む。
- 駐日大使等を通じた世界への情報発信（生活環境部）
在日大使や外交団に対するセミナー開催や県外 J E T プログラム参加者を対象としたスタディツアーの実施等により、本県に対する正しい理解促進と海外への情報発信を図る。

<KPI>

DMOを目指す地域数

【現状値】 - → 【目標値】 5 団体

ICT まちづくりアプリのダウンロード数

【現状値】 - → 【目標値】 6,000 件 (H31 年度)

(エ) 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした交流人口の拡大

- 競技・事前合宿の誘致等を通じた交流の促進（文化スポーツ局・土木部）
スポーツイベントなどにおけるアスリートとの交流、国内外からの観光客に対する受入態勢の整備・充実等による交流人口の拡大とともに、ふくしまの情報発信の拡大に取り組む。

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

成果目標

項目	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.58 (H26 年)	2.16 (H52 年) ※

※2040 年に、合計特殊出生率が県民希望出生率である 2.16 となるよう実現を目指す。

施策の方向性

- (1) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (2) 子育てを支える社会環境づくりを推進する

(1) 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【課題と対策】

■ 課題

- ・合計特殊出生率は全国平均を上回って推移しているが、親となる若い女性の人口減少が続いており、出生数は減少傾向にある。
- ・平均初婚年齢は、全国より早いものの、年々上昇しており、晩婚化の傾向が進んでいる。
- ・若者の就業状況は安定しておらず、経済力が低下している。
- ・人口ビジョンにおける県民アンケートの結果、出産・子育ての支援策として、第一子目では、雇用の安定と地域に出産・育児について相談できる人がいることが求められ、第二子目以降では、働きながら子育てできる職場環境や家事・育児への配偶者や配偶者以外の家族の協力が求められている。

(参考) 出生数の推移：H17 年 17,538 人－H26 14,517 年

未婚率の推移(30～34 歳)：H7 年 男性 35.7%、女性 15.6%－H22 年 男性 42.8%、女性 28.1%

雇用形態別の有配偶率（H24 年）：男性 30～34 歳（正規 65.1%、非正規 24.2%）

■ 対策

- ・独身男女が会える機会を増やし、結婚を望む方がそれを実現できるような環境づくりを進める。
- ・安心して子どもを生める環境の整備、妊娠から出産・子育てにかけての様々な対策、子育てしやすい環境の整備を推進するなど、地域社会全体で切れ目のない支援を展開する。

具体的な施策

（ア）結婚－独身男女の出会いに“世話をやく”地域社会の再創造－

- ① “世話やき人”の養成と結婚したい男女への支援充実（こども未来局）
地域における“世話やき人”ボランティアを養成し、結婚したい男女の相談に応じるとともに、市町村等と連携し、イベント等の情報提供を行うなど、地域・企業・行政が一体となった結婚支援を推進する。
- ② ふくしま結婚・子育て応援センターの充実強化（こども未来局）
結婚から子育てまでの様々な支援を行うサポート拠点「ふくしま結婚・子育て応援センター」の充実強化を図り、若者・子育て世代に適切

なサービスを提供する。

<KPI>

(イ) 出産—子どもを望む夫婦をしっかりサポート—

- ① 〇 不妊治療に係る助成の実施（こども未来局）
体外受精や顕微授精といった特定不妊治療や不育症治療を受けた夫婦に対する治療費の助成を行うとともに、男性の不妊治療に関しても助成する。
- ① 〇 産後ママのサポート（こども未来局）
産後間もない母親に対する育児相談等の支援、助産師による宿泊ケア、日帰りケア等を提供する。
- 〇 周産期医療を担う医師の養成・確保（保健福祉部）
周産期医療を担う産科医や小児科医の養成・確保を図るための中核的組織の設置や修学資金貸与などの取組を推進する。

<KPI>

(ウ) 子育て—官民あげた子育て環境の充実強化—

- ① 〇 子どもの医療費無料化（こども未来局）
18歳以下の子どもを持つ家庭の負担を軽減するため、子どもの入院及び通院に係る医療費の無料化を継続する。
- ① 〇 地域ぐるみでの子育て支援の充実（こども未来局）
乳幼児連れの方が安心して外出できる環境の整備や、高齢者など多様な世代による地域ぐるみでの子育て支援の充実を図る。
- ① 〇 三世帯同居・近居の支援（総務部・土木部）
優遇税制や同居・近居するための住宅取得等への支援により、多世代同居・近居による子育て環境の確保を支援する。
- ① 〇 保育施設の整備（こども未来局）
地域の実情に応じた保育所等の整備を促進するとともに、小規模保育施設への移行を希望する認可外保育施設を支援する。

- 重** ○ **事業所内保育施設の設置支援（商工労働部・こども未来局）**
働きながら子育てできる環境を充実させるため、事業所内保育所の設置を希望する事業者を支援する。
- **保育人材等の育成確保（こども未来局）**
安心して子どもを育てられる環境を整備するため、研修等を実施し、子育て支援員、放課後児童支援員、保育士の人材育成・確保を図る。
- **子育てしやすい環境の整備（こども未来局・生活環境部・保健福祉部・土木部）**
おもいやり駐車場の利用制度を始め、歩道の整備や段差の解消、授乳スペースやおむつ交換スペースのある施設等の普及啓発を推進する。
- **子育て世帯に配慮した住まいづくりの支援（土木部）**
子育てに適した広さの住宅取得等に対する支援により、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子育てしやすい居住環境づくりを促進する。
- **安心して子育てができる教育環境の整備（教育庁）**
学力低下等の不安を持つことなく県内で子育てができるよう、教育環境の整備や教育内容の充実を図る。
- **放課後の児童支援の充実（こども未来局・教育庁）**
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携や一体化を目指した取組を支援することで、主として小学生を中心とした子どもたちの放課後における教育環境の充実を図る。
- **多子世帯の経済的負担の軽減（こども未来局）**
多子世帯の保育料の軽減を図るなど、経済的負担の軽減を図り、仕事と子育ての両立を支援する。

<KPI>

多世代同居・近居推進事業推進により同居・近居世帯の増加数

【現状値】－ → 【目標値】180世帯（H31年度）

待機児童数

【現状値】401人（H27年4月）→ 【目標値】0人（H31年度）

（２）子育てを支える社会環境づくりを推進する

【課題と対策】

■ 課題

- ・出産・育児等に伴う女性の離職者が多い。
- ・子育て期と重なる男性の長時間労働は依然改善されておらず、育児休業制度についても、男性の取得率は低いままの状況。
- ・若い世代の女性が県外に流出している。
- ・人口ビジョンにおける県民アンケートの結果、子どもを生み育てやすい環境について、女性においては「働きながら子育てができる職場環境であること」が66.0%と最も多く挙げられている。

（参考）世代別の就業率（H22年）：男性 25～29歳 80.0%、女性 25～29歳 67.0%

男性 30～34歳 84.1%、女性 30～34歳 64.3%

育児休業取得状況：H26年 男性 1.2%、女性 95.7%

■ 対策

- ・子育てと仕事を両立させるための社会環境づくりや、女性が活躍できる社会環境づくりを推進し、若い世代の女性の県内定着を図る。

具体的な施策

（ア）男女がともに子育てに関わることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができる環境づくりを推進

- ① ○ イクボス※の普及拡大によるワーク・ライフ・バランスの促進（総務部・生活環境部・商工労働部）

男女が共に働きやすい社会の実現を目指し、県が率先してイクボスの普及拡大に取り組むとともに、研修や表彰等を通じて、県内市町村や企業等での取組を促進する。

※イクボス

職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司を指す。

- **仕事と育児の両立を目指した職場環境の整備（生活環境部・商工労働部）**
ポジティブ・アクション※の取組も含め、男女がともに仕事と育児を両立できるワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境整備に向けて、アドバイザー派遣や優れた取組を実施する企業の認証・表彰などに取り組む。

※ ポジティブ・アクション

採用や管理職登用等において男女間に事実上生じている格差の解消を目指すための企業の自主的かつ積極的な取組

- **女性が働きやすい職場づくり（商工労働部）**
女性が働きやすい職場づくりを推進するため、管理職やリーダー向けセミナーの開催、次世代育成支援企業の認証などを行う他、女性就職コーディネート者の設置により再就職を支援する。

- **育児休業の取得促進（商工労働部）**
育児休業や短時間勤務制度等の普及啓発を図るとともに、育児休業取得者に対する生活安定のための低利融資や法定以上の延長等、育児休業を充実させる企業の取組を認証支援することで、育児休業の取得を促進する。

（イ）女性が活躍できる社会環境整備を図り、県内企業の人材確保や親となる若い世代の女性の県内定着を推進

- **女性が活躍できる社会環境整備（商工労働部）**
女性の起業に向けた取組を支援するなど、女性が活躍することのできる社会環境の整備を推進する。
- **女性の再雇用等への支援（商工労働部）**
出産・育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置の導入について、広報啓発に努めるほか、ハローワーク等と連携して女性の就業に関する相談・情報提供体制の充実を図る。

4 人と地域が輝くまちをつくる

成果目標

項目	現状値	目標値
「住んでいる地域が住みやすい」と思っている人の割合	—	上昇を目指す (H31 年)

施策の方向性

- (1) リノベーションによる魅力あるまちづくりに取り組む
- (2) 魅力的で活力あるまちづくりに取り組む

(1) リノベーションによる魅力あるまちづくりに取り組む

【課題と対策】

■ 課題

- ・まちの中心である小学校の廃校や商店街の空洞化により、まちのイメージが悪化するとともに活力が低下し、地域コミュニティの持続が困難になる恐れがある。
- ・過疎・中山間地域においては、過疎化の進展により医療、生活交通など、住民生活に関連するサービスが低下していく恐れがある。
- ・地域住民、市町村が協同で地域資源（宝）を発見し、磨き上げ、活用することが求められている。

(参考) 過疎地域における高齢化率：H22 年 32.5%

限界集落数(65 歳以上の高齢者が過半数を占める集落)：H22 年 16 市町村・140 箇所

■ 対策

官民協同・地域連携のもと、民間活力を最大限に高め、地域資源を磨き上げ、地域を生まれ変わらせるリノベーション*を実施し、魅力あるまちづくりを進める。

※リノベーション…再開発。既存のシステムの一部を利用し、又はそれを創造的に破壊することによって新しいシステムを構築すること。ここでは、地域の課題を解決し、既存の資源を活かした新しいまちづくりとする。

具体的な施策

(ア) 廃校等を活用した交流拠点の整備

重 ○ 廃校等を活用した交流拠点の整備（企画調整部・土木部）

地域・集落のニーズを的確に捉えた廃校、空き家を活用した交流拠点整備（短期滞在施設や貸オフィス機能などを持つ多様性のある施設を想定）を推進する。

<KPI>

交流拠点利用者のうち、移住者数

【現状値】→ 【目標値】検討中

(イ) 商店街の新たな価値の創造

重 ○ 商店街の魅力向上（商工労働部）

商店街の魅力向上に向けた専門家による従来の枠にとらわれない先駆

的で斬新性のある改善提案と、実現に向けた商店街のリノベーションを支援する。

④ ○ 新たな担い手の育成（商工労働部・土木部）

若手経営者や後継者向けの合同・交流研修を実施し、次代の商店街のリーダーとなる人材を育成し、まちなか全体の活性化を図る。

<KPI>

居住地の買物環境に対する満足度について、満足、やや満足とした人の割合
【現状値】48.7%（H25 年度）→ 【目標値】50.0%（H31 年度）

（ウ）リノベーションでまちの新たな魅力を創造

④ ○ リノベーションでまちの新たな魅力の創出（商工労働部・土木部）

市町村、民間事業者と協働で今ある地域資源を活かし、活用するため、「リノベーションスクール」を開催し、まちづくりの実践に必要な知識と技術を持つ担い手を育成する。

<KPI>

居住地の買物環境に対する満足度について、満足、やや満足とした人の割合
【現状値】48.7%（H25 年度）→ 【目標値】50.0%（H31 年度）

（２）魅力的で活力あるまちづくりに取り組む

【課題と対策】

■ 課題

- ・ 少子・高齢化により、地域コミュニティの維持が難しくなり、まちの活力の低下が懸念される。
- ・ 震災後、県民の健康指標が急速に悪化しており、県民の健康対策の推進が必要。

■ 対策

- ・ ICT を活用するなど個性ある地域づくりに取り組むとともに、地域固有の文化・スポーツ等の地域資源を活用した魅力あるまちづくりに取り組む。
- ・ 将来にわたり健康で心豊かなくらしが守られたまちづくりを目指す。

具体的な施策

(ア) ICT を生かしたまちづくりの推進

- 重** ○ 健康データを活用した健康づくり支援（企画調整部・保健福祉部）
県民個々人の健康データを健康づくりに生かしてもらうため、ICT を活用し、日常生活に運動を取り入れてもらえるメニュー（例えば、まち歩きなど）を開発することによって、県民の健康増進を支援する。
- ICT を活用した防災の情報発信及び地域の魅力再発見（企画調整部）
ICT を活用し、防災や地域づくり等の地域課題の解決に向け、的確な情報発信を促進するため、総合的なまちづくりアプリの開発や Wi-Fi 基盤の整備などに取り組む。

<KPI>

健康アプリのダウンロード数

【現状値】（－）→ 【目標値】 1,000 人（H28 年度）

ICT まちづくりアプリのダウンロード数

【現状値】〇〇（H27 年度）→ 【目標値】 6,000 件（H31 年度）

(イ) 文化・スポーツ等によるまちづくりを支援

- 重** ○ 歴史情緒あふれる地域づくりの支援（企画調整部）
外国人を含めた観光客を惹き付けるポテンシャルの高い地域を対象に地域資源の更なる磨き上げを行い、本県への誘客を牽引するモデル地域を創出する。
- プロスポーツチームの振興によるまちづくり（企画調整部）
本県を本拠地とするプロスポーツチームをシンボルとして、県民が一体となって応援する文化を育み、県民活力の向上や地域間交流による地域の活性化を図る。

(ウ) 安全・安心な暮らしが守られたまちづくりの推進

- 交通事故防止対策の推進（警察本部）
参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や、安全で快適な交通環境の整備を促進する。

○ 犯罪抑止対策の推進（警察本部）

地域住民が安全・安心に生活できるよう、犯罪情勢に即した効果的な情報発信や、関係機関・団体と連携し、なりすまし詐欺等を含めた犯罪抑止対策を推進する。

② ○ 健康長寿ふくしまの推進（保健福祉部・教育庁）

県民がいつでも誰でも参加できる健康アプリの開発や市町村が行う健康づくり事業と連携した「ふくしま健民パスポート」の発行、福島県版健康データベースの構築や子どもたちの体力向上の取組等により、県民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する。

○ 日常生活を地域住民同士で支え合う共助のネットワークづくり
（保健福祉部）

高齢者等の日常生活を地域住民同士で支え合う共助のネットワークづくりや認知症のある方への早期対応体制の整備などを進め、必要な医療・介護サービスを受けながら、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活ができるまちづくりを推進する。

（エ）地産地消によるまちづくりの推進

○ エネルギー需給の管理・最適化によるまちづくり（企画調整部）

地域のエネルギー需給を管理最適化する「エネルギーマネジメント」の実施により、エネルギーの利用効率に配慮したまちづくりを支援する。

○ 公共土木施設における再生可能エネルギー施設の設置（土木部）

既存の公共土木施設に再生可能エネルギー施設の設置について検討する。

（オ）民間団体や市町村等が行う地域振興の取組を支援

○ 自由度の高い交付金制度による支援（企画調整部）

地域の課題を解消し、それぞれの特性をいかした魅力ある地域づくりのため住民、民間団体、市町村が連携して行う取組を支援する。

○ 住民が主役のまちづくり支援（土木部）

住民、市町村、民間企業が協同で取り組む公共施設を活用したまちづくりの検討や、県民が主導的な役割を果たしながら、地域を豊かにするために実践する地域づくりの活動を支援する。

－目次－

1	「イノベーション・コースト構想」関連資料・・・・・・・・・・	1
2	まち・ひと・しごと創生長期ビジョンー概要ー・・・・・・・・・・	4
3	まち・ひと・しごと創生総合戦略ー概要ー・・・・・・・・・・	7
4	「新・三本の矢」関連資料・・・・・・・・・・	13
5	税制改正について・・・・・・・・・・	17
6	福島県人口ビジョン（案）【概要版】・・・・・・・・・・	23

出典：イノベーション・コスト構想推進会議（H27.6.1）

ロボットテストフィールド

1. 概要

- ロボットに関する規制の抜いを検討・実施する場合とすることも視野に、災害対応ロボットの実証拠点を整備。
- 地元ニーズが強い県内企業向けの支援機能(技術支援、販路開拓支援等)の付与も検討。
- まずは既に顕在化しているニーズを踏まえて立ち上げ。その後、「福島浜通り実証区域」の結果等を反映して拡張。
- 現在までの検討を踏まえ、考えられる当初の施設案は、①無人航空ロボット向けの拠点、又は②「①」に陸上ロボット拠点も付与。
- また、フィールド整備においては、国際産学連携拠点のうちロボット開発のための共同研究施設との一体化も含め検討。

2. スケジュール

- (1) 既に廃炉ロボットの屋内実証拠点が着工中。平成27年夏頃には運用開始予定。
- (2) ロボットの实証拠点は地域のロボット産業振興を目指す複数の自治体が整備を目指している状況にあり、スピード感をもって整備を進める必要。平成28年度(2016年度)以降、ロボットテストフィールドの事業化に着手し、対象となるロボットを災害対応ロボット等へと拡充。
- (3) 事業化以降、以下の取組み等によってロボットテストフィールドに対する新たなニーズを取り込み、段階的な施設・機能の拡充を目指すとともに、広くロボット関連事業者等の集積を促す。
 - ①「福島浜通りロボット実証区域」との連携によるユーザーの取り込み。
 - ②ロボットコンテストの開催。
 - ③実証試験の結果が規制、認証取得などで活用できるようにするなどの仕組みの構築。
- (4) 平成32年(2020年)に向けてロボット産業の集積を目指す。



1

國際產學連携拠点

1. 概要

- 国際的な産学官共同研究室、大学教育拠点、技術者研修拠点、情報発信拠点から構成される国際産学連携拠点を整備し、それぞれの拠点間の連携も強化。

2. スケジュール

- (1) 平成28年度(2016年度)から平成30年度(2018年度)以降、段階的に以下の施設の事業化に着手。
- ① 平成28年度以降、ロボット技術開発のための共同研究施設を事業化。地元企業や、福島県ハイテクプラザと緊密に連携(ハイテクプラザ浜通り分所の設置を検討)。
 - ② 原子力災害の教訓等を継承等するための情報発信拠点(アーカイブ拠点)については、福島県庁において有識者会議を設置し検討を行い、平成28年度以降、基本設計等を行った上で、平成30年度以降着工予定。
 - ③ 廃炉人材等育成や防災研修を対象とした技術者研修拠点については、民間主体で具体化を行い、平成28年度以降、基本調査等を行った上で、平成29年度以降事業化。
 - ④ 廃炉国際共同研究センターでの課題等の把握・分析を行った上で、平成30年度以降、放射線の知識が必要な廃炉、環境回復等多様な分野を対象とした共同研究施設を設置。そこを拠点として大学教育拠点を構築。(平成28年度以降も、廃炉・環境回復等の研究開発については継続的に推進。)
- (2) 平成32年(2020年)に向けて、各拠点の連携も強化し、最先端のイノベーションを興す拠点の構築を目指す。



2

スマート・エコパーク

1. 概要

- 福島県において、リサイクル事業者や研究機関、自治体、国等が参画した、「ふくしま環境・リサイクル関連産業研究会」を設置。先進的な個別リサイクル事業の早期事業化に向けた支援や人材育成等を実施。
- 本研究会を通じて、県内産業基盤を強化するとともに、新たなリサイクル事業を生み出していくことで、浜通り地域を中心に環境・リサイクル産業の集積を図り、今後の持続可能な社会づくりを先導できる地域を目指す。

・炭素繊維再資源化事業
・太陽光設備・バッテリー再資源化事業
・石炭灰混合材料製造事業
・小型家電リサイクル事業
etc...

2. スケジュール

- (1) 平成27年度(2015年度)、研究会を立ち上げ。
- (2) 新たなリサイクル事業の早期事業化を実現(平成28年度(2016年度)以降)
- (3) 平成32年(2020年)に向けて環境・リサイクル産業の集積を目指す。

- (1) 平成27年度(2015年度)、研究会を立ち上げ。
- (2) 新たなリサイクル事業の早期事業化を実現(平成28年度(2016年度)以降)

- (3) 環境・リサイクル産業の集積(平成32年(2020年)に向けて)



3

エネルギー関連産業プロジェクト

取組の方向性

イノベーションによる産業基盤の再構築

- ・震災及び原子力災害により浜通りの産業基盤が喪失
- ・浜通りで興りつつあるエネルギー関連プロジェクト(LNG等)をベースに戦略的に産業基盤を再構築

帰還する住民と新たな住民の広域での街づくり

- ・多くの研究者や関連産業従事者等、新たに移り住む住民を受け入れ、帰還する住民と一体で地域の活性化を図る
- ・住民向けサービス、生活・交通インフラの整備や震災後の特性に応じた居住エリアを形成

地域再生のモデル化

- ・2020年東京オリンピックまでを当面の目標とし、画期的かつ先端的な産業を集積し、世界が注目する魅力ある地域再生を実現

3つの柱と10のプロジェクト

原子力に依存しない「新たなエネルギーの創出」による復興の加速化

- ①避難地域・再生可能エネルギー復興支援プロジェクト
- ②風力発電拠点形成プロジェクト(陸上・洋上)
- ③高効率石炭火力発電(IGCC)プロジェクト
- ④天然ガス(LNG)火力発電プロジェクト

地域で生産した「エネルギーの地産地消」

- ⑤天然ガス(LNG)の地域利用促進プロジェクト
- ⑥復興まちづくりのためのスマートコミュニティ形成プロジェクト
- ⑦水素によるエネルギー貯蔵・効率的利用プロジェクト
- ⑧バイオマスプロジェクト(メタン発酵・藻類)
- ⑨小水力発電導入拡大プロジェクト

エネルギー供給だけでなく「関連産業の集積」による安定した雇用創出

- ⑩浜通りのポテンシャルを生かした産業の集積
 - ・LNG受入基地周辺における冷熱産業の集積
 - ・風力発電、蓄電池関連産業の集積
 - * 廃炉・ロボット関連産業及び先端リサイクル関連産業の集積

市町村毎の復興の時間軸や環境変化に柔軟に対応した中長期の取組みが必要

スケジュール	短期			中期				長期
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33～[年度] (2021)
構想とりまとめ	各プロジェクト立ち上げ・開始 国への要望・提案・折衝			各プロジェクトの確実な実施 東京オリンピックにおける情報発信				原子力災害の真の克服 魅力的な浜通りの構築

4

農林水産プロジェクト

原子力災害による影響

<放射性物質による影響>

- 農地、森林、漁場等の汚染
- 農林地等の除染の遅れ
- 農林水産物の出荷制限、操業自粛等
- 風評による価格の低迷 等

<住民避難による影響>

- 長期にわたる避難による農林地の荒廃
- 帰還意欲、営農意欲の低下
- 担い手の不足 等

原子力災害からの復旧

<生産基盤の復旧>

- 農林地等の除染、農業用施設の復旧
- 荒廃森林の整備や崩壊地等の復旧
- 漁船、漁場、水産共同利用施設の復旧 等

<担い手への支援>

- 農林漁業者の生産意欲向上の働きかけ
- 生産に必要な機械等の整備 等

<生産再開に向けた支援>

- 除染後の農地の保全管理、作付実証等
- 試験操業の実施
- 検査体制の強化、風評対策 等

先端技術を取り入れ日本農林水産業のフロンティアを目指す8つのプロジェクト

農業

- ① 水稻超省力・大規模生産プロジェクト
- ② 畑作物大規模生産プロジェクト
- ③ 環境制御型施設園芸構築プロジェクト
- ④ フラワー・コースト創造プロジェクト
- ⑤ 阿武隈高地畜産業クラスタープロジェクト

林業

- ⑥ 県産材の新たな需要創出プロジェクト

水産業

- ⑦ 水産研究拠点整備プロジェクト

共通

- ⑧ 作業支援プロジェクト

市町村ごとの復興の時間軸や環境変化に柔軟に対応した中長期の取り組みが必要

スケジュール	短期		中期				長期
H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33～〔年度〕 (2021)
構想とりまとめ	各プロジェクト立ち上げ 国への要望・提案・折衝		各プロジェクトの確実な実施				原子力災害からの農林水産業の復興

まち・ひと・しごと創生長期ビジョンー概要ー

ー国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指してー

※ 「長期ビジョン」は、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

I. 人口問題に対する基本認識ー国民の認識の共有が最も重要である

1. 「人口減少時代」の到来

○2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。

2020年代初めは毎年60万人程度の減少だが、2040年代頃には年100万人程度の減少にまで加速する。

○人口減少の状況は、地域によって大きく異なる。

人口減少は、①第一段階（若年減少、老年増加）、②第二段階（若年減少、老年維持・微減）、③第三段階（若年減少、老年減少）を経て進行。東京都区部や中核市は「第一段階」だが、地方は既に「第二・三段階」に突入。2010～2040年の間に、東京都区部は▲6％に対して、人口5万人以下の地方都市は▲28％、過疎地域市町村は▲40％で、人口急減という事態。

○人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。

地方は、若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」の両者により、都市部に比べ数十年も早く人口減少。地方の人口が減少し、地方から大都市への人材供給が枯渇すると、いずれ大都市も衰退。

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

○人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。

人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模が縮小し、一人あたりの国民所得が低下するおそれ（人口オーナス）。

○地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

このまま推移すると、2050年には、現在の居住地の6割以上で人口が半分に以下に減少、2割の地域では無居住化すると推計されている。

3. 東京圏への人口の集中

○東京圏には過度に人口が集中している。

東京圏への集中度合いは国際的にも高い水準。東京圏は、長時間通勤、住宅価格の高さ、待機児童問題等様々な課題を抱えている。

○今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い。

人口流入は東京圏だけ（年間転入超過数：約10万人）であり、今後、東京オリンピックの開催や高齢化の進展は人口流入を増幅させる可能性。

○東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている。

このまま推移すると、「過密の東京圏」と「人口が極端に減った地方」が併存しながら人口減少が進行。地方に比べ低い出生率の東京圏に若い世代が集中することによって、日本全体としての人口減少に結び付いている。

Ⅱ. 今後の基本的視点

1. 人口減少問題に取り組む意義

○人口減少に対する国民の危機感が高まっている。

世論調査結果（2014年8月）では、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と回答。

○的確な政策を展開し、官民挙げて取り組めば、未来は開ける。

先進国の中でも、いったん出生率が低下しながら、回復している国々が存在（フランス：1993年1.66→2010年2.0、スウェーデン：1999年1.50→2010年1.98）。

○人口減少への対応は、「待ったなし」の課題である。

出生率の向上が早いほど、効果は大きい。出生率の向上が5年遅れるごとに、将来の定常人口は概ね300万人ずつ減少。

2. 今後の基本的視点

○3つの基本的視点から取り組む。

人口減少に歯止めをかける「積極戦略」と、人口減少に対応するための「調整戦略」を同時に推進。

①「東京一極集中」の是正

②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

③地域の特性に即した地域課題の解決

○国民の希望の実現に全力を注ぐ。

第一に、地方への移住の希望に応え、地方への新しいひとの流れをつくる。東京都在住者の4割は「移住する予定」又は「今後検討したい」という調査結果。

第二に、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。18～34歳の未婚男女の9割程度は結婚の意思、また、夫婦が予定する平均子ども数は2010年で2.07人。

○若い世代の結婚・子育ての希望に応える。

結婚の希望の実現のためには、「質」を重視した雇用を確保し、安定的な経済的基盤の確保をすることが必要。「子育て支援」は喫緊の課題。また、男女ともに子育てと就労を両立させる「働き方」の実現が重要。

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

1. 「活力ある日本社会」の維持のために

◎今後目指すべき将来の方向は、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することである

○人口減少に歯止めをかける。

出生率が人口置換水準（2.07）に回復することが人口が安定する必須の条件。OECDレポート（2005年）では、日本は育児費用軽減や育児休業の取得促進、保育サービス拡充等の対策が講じられれば、出生率は2.0まで回復する可能性があるとの推計。

○若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。

国民希望出生率1.8は、OECD諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の結婚・子育て希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。

○人口減少に歯止めがかかると、2060 年に 1 億人程度の人口が確保される。

2030～2040 年頃に出生率が 2.07 まで回復した場合、2060 年には総人口 1 億人程度を確保し、2090 年頃には人口が定常状態になると見込まれる。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。

人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は 2050 年に 35.3% でピークに達した後は低下し始め、2090 年頃には現在とほぼ同水準の 27% 程度にまで低下する。若返りにより、「働き手」の増加が経済成長を牽引するなど経済的に好環境となる（人口ボーナス）。さらに高齢者が「健康寿命」を延ばすと、事態は更に改善。

○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050 年代に実質 GDP 成長率は、1.5～2% 程度が維持される。

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。

地方創生が目指すのは、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成すること。人口拡大期の全国一律のキャッチアップ型の取組ではなく、地方自らが地域資源を掘り起こし、それらを活用する取組が必要。また、地方分権の確立が基盤となる。

○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。

都市部から地方への新しいひとの流れを強くし、外部の人材を取り込んでいくことが重要。また、地域内や国内にとどまらず、海外の市場とつながっていくことは、農林水産業や観光などで大きな飛躍のチャンスとなる。

○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。

地方創生が実現し、人口減少に歯止めがかかれば、地方の方が先行して若返る。地方において、豊かな地域資源や ICT を活用して、新たなイノベーションを巻き起こし、活力ある地域社会を創生することが期待される。

○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

地方創生は、地方と東京圏を対立構造と考えるものではない。東京圏の人口集中・過密化の是正により、東京圏が抱える課題の解決につながる。東京圏は、日本の成長のエンジンとしての重要性は変わらず、今後は世界をリードする「国際都市」として発展していくことを期待。

○地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく。

まち・ひと・しごと創生総合戦略 -概要-

※ 「総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

- 地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。
- 人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。
 - ①「東京一極集中」の是正、
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、
 - ③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ◎「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。
 - ①しごとの創生
 - ・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。
 - ②ひとの創生
 - ・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
 - ・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。
 - ③まちの創生
 - ・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性に即して課題を解決する。

II. 政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

- これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。
 - ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
 - ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
 - ③効果検証を伴わない「バラマキ」
 - ④地域に浸透しない「表面的」な施策
 - ⑤「短期的」な成果を求める施策

2. まち・ひと・しごとと創生に向けた政策5原則

○人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。

①自立性

・構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。

②将来性

・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

③地域性

・各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。

④直接性

・最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。

⑤結果重視

・PDCA メカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

○国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。

①5か年戦略の策定

・国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標で検証・改善する仕組みを確立

②データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

・国はデータに基づく地域経済分析システムを整備し、各地方公共団体は必要なデータ分析を行い、地域課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定

③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化

・国は関係府省庁で統一のワンストップ型執行体制の整備に努め、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化し、人的支援も実施

④地域間の連携推進

・国は新たな「連携中枢都市圏」や定住自立圏の形成を進め、各地方公共団体は、地域間の広域連携を積極的に推進。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標(4つの基本目標)

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

➤ 2020年までの5年間の累計で地方に30万人分の若者向け雇用を創出

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

➤ 2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

➤ 2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

➤ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

2. 政策パッケージ

◎「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ ＜「しごと」と「ひと」の好循環づくり

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
- ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

(イ) 地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

- 対日直接投資残高を倍増（18兆円→35兆円）
- 2020年までの5年間の累計で若い世代の安定した雇用を約11万人創出 等
- ◎包括的創業支援
- ◎地域を担う中核企業支援
- ◎新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進
- ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
- ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

(ウ) 地域産業の競争力強化（分野別取組）

- サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大（0.8%→2.0%）
- 2020年までの5年間の累計で若い世代の安定した雇用を約19万人創出 等
- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化
- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化
- ◎分散型エネルギーの推進

(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- 2020年までの5年間の累計で東京圏から地方へ約10万人の人材を還流 等
- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎地域における女性の活躍推進
- ◎新規就農・就業者への総合的支援
- ◎大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援
- ◎若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現

(オ) ICT等の利活用による地域の活性化

- 雇用型在宅型テレワーカーを全労働者数の10%以上に増加 等
- ◎ICTの利活用による地域の活性化
- ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ア) 地方移住の推進

- 年間移住あっせん件数 11,000 件
- 「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増 等
- ◎地方移住希望者への支援体制
- ◎地方居住の本格推進
- ◎「日本版 CCRC」の検討
- ◎「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

- 企業の地方拠点強化の件数を 2020 年までの 5 年間で 7,500 件増加
- 地方拠点における雇用者数を 4 万人増加
- ◎企業の地方拠点強化等
- ◎政府関係機関の地方移転
- ◎遠隔勤務（サテライトオフィス、テレワークの促進）

(ウ) 地方大学等の活性化

- 地方における自県大学進学者割合を平均 36%
- 新規学卒者の県内就職割合を平均 80% 等
- ◎知の拠点としての地方大学強化プラン
- ◎地元学生定着促進プラン
- ◎地域人材育成プラン

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ア) 若い世代の経済的安定

- 若者（20～34 歳）の就業率を 78%に向上
- 若い世代の正規雇用労働者等の割合について、全ての世代と同水準 等
- ◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- 支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%
- ◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

- 2017 年度末までに待機児童解消
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約 2 万か所）で一体的に又は連携して実施（うち 1 万か所以上を一体型）
- ◎子ども・子育て支援の充実

(エ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）

- 第 1 子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上
- 男性の育児休業取得率を 13%に向上 等
- ◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

◎「まちの創生」の政策パッケージ

＜「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化＞

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

- 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成数(具体的数値は「地方版総合戦略」を踏まえ設定)
- ◎「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成
- ◎公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- 立地適正化計画を作成する市町村数 150
- 地域公共交通網形成計画策定総数 100 件 等
- ◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

- UR 団地の福祉拠点化(大都市圏の概ね 1,000 戸以上の UR 団地約 200 団地のうち、100 団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している 100 戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合 25% 等
- ◎大都市圏における医療・介護問題への対応
- ◎大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- 民間提案を活かした PPP の事業規模を 2022 年までに 2 兆円
- 住宅の中古市場の流通・リフォーム市場の規模 20 兆円
- ◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- ◎インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

- 定住自立圏の協定締結等圏域数 140
- ◎「連携中枢都市圏」の形成
- ◎定住自立圏の形成の促進

(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- 消防団の団員数の維持
- 全都道府県の Lアラートの導入
- ◎消防団等の充実強化・ICT 利活用による、住民主体の地域防災の充実

(キ) ふるさとづくりの推進

- ふるさとづくり推進組織の数 1 万団体
- ◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

IV. 国家戦略特区・社会保障制度・税制・地方財政等

(ア) 国家戦略特区制度との連携

- ◎国家戦略特区法改正法案の提出
- ◎「地方創生特区」の指定

(イ) 社会保障制度

- ◎子ども・子育て支援新制度の円滑な施行
- ◎医療保険制度改革
- ◎地域医療構想の策定
- ◎地域包括ケアシステムの構築

(ウ) 税制

- ◎地域間の税源の偏在是正等の地方法人課税改革の推進、ふるさと納税の拡充
- ◎地方創生に資する国家戦略特区における特例
- ◎地方における企業拠点の強化の促進
- ◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充
- ◎子、孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援

(エ) 地方財政

- ◎地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置

(オ) その他の財政的支援の仕組み（新型交付金）

- ◎地方公共団体が適切な効果検証の仕組みを伴いつつ自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための財政的支援

(カ) 地方分権

- ◎創意工夫により魅力あふれる地域をつくる地方分権改革の推進

(キ) 規制改革

- ◎「空きキャパシティ」の再生・利用
- ◎地域における道路空間の有効活用の促進
- ◎地方版規制改革会議の設置

一億総活躍社会とは

- 少子高齢化という日本の構造的な問題について、正面から取り組むことで歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持
- 一人ひとりの日本人、誰もが、家庭で、職場で、地域で、生きがいを持って、充実した生活を送ることができること

1

アベノミクス第二ステージ

少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持。
新・三本の矢は、従来の三本の矢を強化して強い経済を実現するとともに、日本の構造的な課題である少子高齢化に正面から取り組むもの。

第一の矢『希望を生み出す強い経済』

- ・ 名目GDP500兆円を戦後最大の600兆円に
- ・ 成長戦略を含む従来の三本の矢を強化

第二の矢『夢をつむぐ子育て支援』

- ・ 結婚や出産等の希望が満たされることにより希望出生率1.8がかなう社会の実現へ
- ・ 待機児童解消、幼児教育の無償化の拡大（多子世帯への重点的な支援）等

第三の矢『安心につながる社会保障』

- ・ 介護離職者数をゼロに
- ・ 多様な介護基盤の整備、介護休業等を取得しやすい職場環境整備等
- ・ 「生涯現役社会」の構築



- ・ 年内のできるだけ早い時期に、緊急に実施すべき対策を取りまとめ
- ・ 来年春頃を目途に、「ニッポン一億総活躍プラン」を策定

一億総活躍社会の実現に向けた「新・三本の矢」の関係

一億総活躍社会の実現

＜第一の矢＞ 『希望を生み出す 強い経済』 GDP 600兆円

- ・賃金上昇による消費の拡大
- ・過去最高水準の企業収益を踏まえた投資拡大
- ・生産性革命(人材やIT等への投資)
- ・投資や人材の日本への呼び込み
- ・地方創生の本格化 等

- ・多様な働き方改革
- ・ワーク・ライフ・バランス(生産性向上)
- ・賃上げ、最低賃金引上げ
- ・非正規雇用の正規化 等

＜第二の矢＞ 『夢をつむぐ子育て支援』

希望出生率 1.8

- ・結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目ない総合的な支援の充実
- ・待機児童ゼロの実現に向けた取組の推進
- ・幼児教育無償化の拡大(多子世帯への支援)
- ・三世同居・近居の促進
- ・ひとり親家庭への支援
- ・児童虐待対策、社会的養護等のきめ細かな取組の推進 等

＜第三の矢＞ 『安心につながる社会保障』

介護離職 ゼロ

- ・都市部における介護基盤の整備
- ・在宅介護の負担軽減
- ・介護休業等取得しやすい職場環境整備
- ・予防に重点化した医療制度の改革
- ・高齢者就労の支援、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げ 等

成長の果実の分配

安心・将来の見通しの明確化による
消費の底上げ・投資の拡大、労働参加率の向上

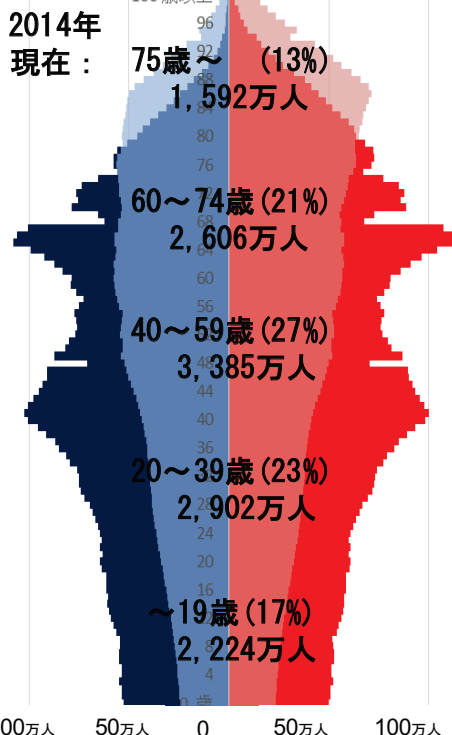
3

国民生活における課題に対応した政策立案

- 少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが家庭、職場、地域、それぞれの場で充実した生活を送ることができる社会を創り上げるとともに、50年後も人口1億人を維持することを目指す。
- このため、国民一人ひとりの置かれた状況を踏まえ、様々な課題や政策を検証し、真に必要な政策を立案していく。

国民の視点に立って現状の様々な課題や政策を検証

総人口 (2014年10月1日現在:1億2,708万人)
(2060年(出生中位・死亡中位推計):8,674万人)



国民生活における課題の例

【高齢・壮年】



- ・地域等で活躍する場が欲しい。
- ・貯蓄不足や健康が不安。
- ・親の介護と仕事の両立が困難。

【難病や障害のある方】



- ・自分に合った仕事を見つけたい。
- ・商品やサービスを利用しづらいことがある。

【子育て世帯】



- ・子育てと仕事の両立が大変。
- ・子供は欲しいが、経済的負担や育児の負担への不安感がある。

【ひとり親】



- ・子供を育て、教育を受けさせるのは、時間的にも経済的にも余裕がない。

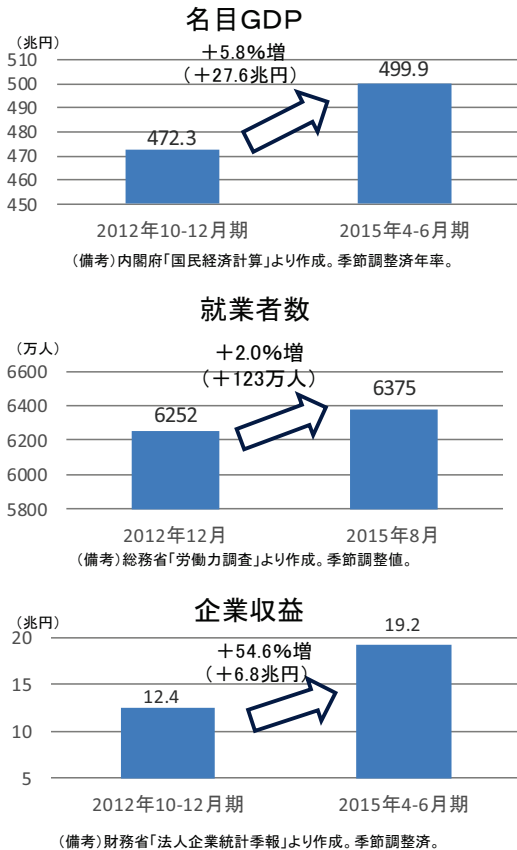
【若者・未婚者】



- ・雇用が不安定。
- ・結婚相手が見つからない。

「戦後最大のGDP600兆円」に関連する現状と施策のイメージ

経済指標は改善



◇デフレ状況ではなくなる中、経済の好循環は着実に回り始めている。

これまでの「三本の矢」の経済政策を一層強化

イノベーションを生み出す投資を通じた「生産性革命」

大胆な規制改革

TPP等の経済連携を通じた投資・人材の呼び込み

長期的な実質成長率は、①労働、②資本、③生産性の各上昇率で決定。そのうち、**生産性上昇率**が極めて重要。

	(実績)	(中長期試算) ※経済再生ケース	
年 度	2014	2020	2021
名目GDP(兆円)	490.8	594.7	616.8
名目GDP成長率(%)	+1.6	+3.6	+3.7
実質GDP成長率(%)	▲0.9	+2.2	+2.3

(出典) 内閣府「国民経済計算」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成27年7月22日)」

戦後最大の「GDP600兆円」

5

「希望出生率1.8の実現」に関連する現状と施策のイメージ

希望を妨げる様々な要因のため希望が実現していない状況

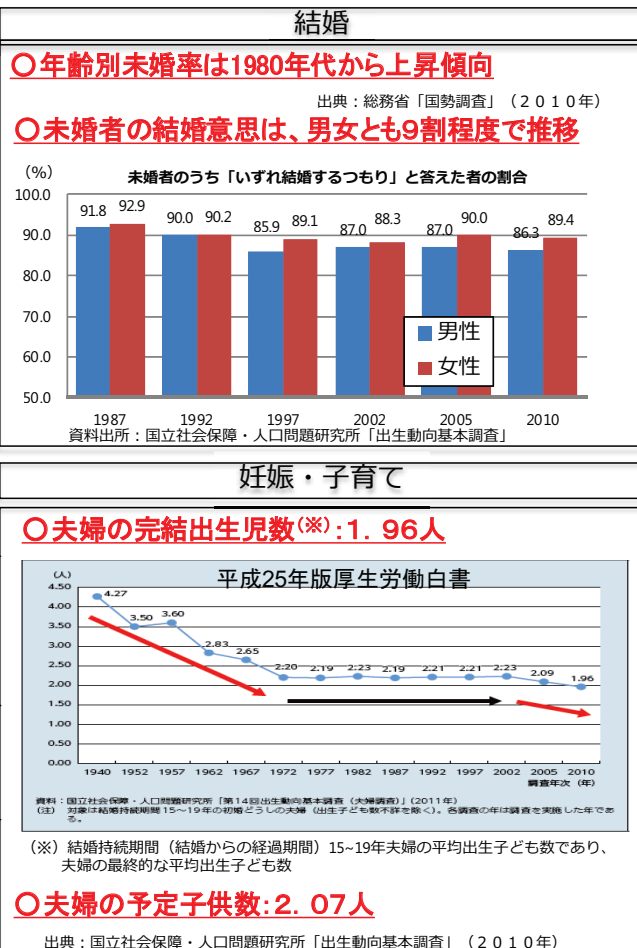
→合計特殊出生率
1.42 (平成26年)

結婚に至る
機会の少なさ

経済的・生活
基盤の弱さ

仕事と家庭の
両立の困難さ

第2子、第3子
育児負担の重さ



結婚・妊娠・子育ての希望をかなえる環境整備を強力に推進

働き方改革

- 雇用形態、賃金
- 労働環境
- ・労働時間、休暇
- ・通勤時間
- 妊娠出産育児支援

保育環境の整備

子育て負担の軽減

住宅環境の整備

結婚を希望する者のニーズへの対応

「希望出生率1.8」

6

「介護離職ゼロ」に関連する現状と施策のイメージ

介護離職をとりまく現状

◆家族の介護・看護を理由とする離職・転職者数

- ・ 介護を機に離職・転職した者は、平成23年10月～平成24年9月の1年間で**10万1千人**（男性：2.0万人、女性8.1万人）

出典：総務省「平成24年就業構造基本調査」

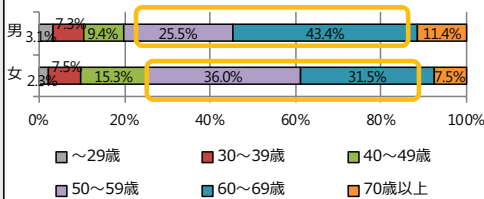
◆40歳代から50歳代の介護による離職者の離職理由

- ・ 介護を機に離職した理由は、男女共に「仕事と手助け・介護の両立が難しい職場だったため」の割合が最も高く、次いで、「自分の心身の健康状態が悪化したため」の割合が高くなっている。

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立に関する労働者アンケート調査」（平成24年度厚生労働省委託調査）」

◆家族の介護・看護により離職した就業者の年齢構成割合（平成19年10月～平成24年9月）

- ・ 家族の介護・看護を理由とした離職者は**50～60歳代**が多い。



介護のために離職せざるを得ない状況を改善する必要

『介護離職ゼロ』の関連施策を強力に推進

介護サービス基盤整備・人材確保

- 多様な介護サービス基盤整備
- 介護人材確保

働く家族等を支える環境づくり

介護サービスを活用するための 家族の柔軟な働き方の確保

- 介護休業等を取りやすい環境づくり

相談・家族支援

- 介護サービス等へつなげる相談窓口の充実・情報提供体制
- 地域全体で高齢者を見守る社会づくり

「介護離職ゼロ」の実現を目指す

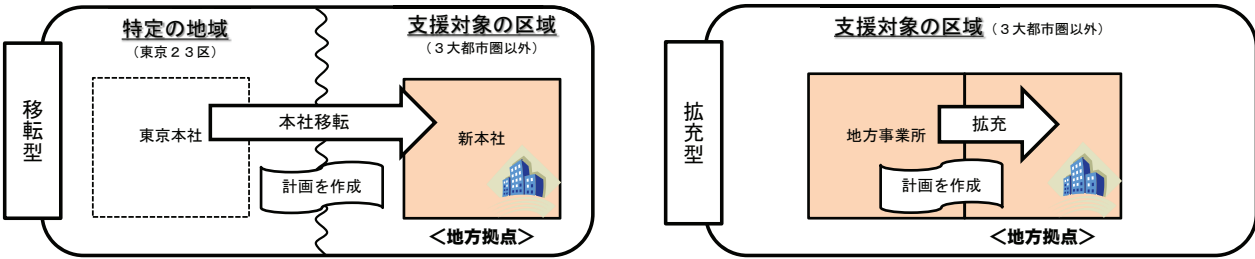
地方拠点強化税制

地域再生法で整備する枠組

- 都道府県・市町村が、一定の区域において企業の拠点強化を支援するための計画を作成し、国の認定を受けることができるようにする。
 - ✓ 国が定める地域（3大都市圏）は、対象外。
 - ✓ 都道府県が、各地域の企業誘致の取組等を総合的に勘案して、支援対象となる地域を選定。
 - ✓ 都道府県・市町村は、対象地域の中で、企業の拠点強化を支援する具体的な区域を特定。
- 各企業は、当該区域における本社機能等の強化について、必要な投資や、雇用増の見込み等を盛りこんだ計画を作成し、都道府県の認定を受けることができるようにする。
 - ✓ 国が定める特定の地域（東京23区）からの移転を伴う計画は『移転型』
 - ✓ その他は『拡充型』

都道府県から計画認定を受けた企業への課税の特例

- ① 投資減税（計画に沿って、支援対象の区域で建物等を取得した場合：特別償却・税額控除）
 - ② 雇用促進税制の特例（計画に沿って、支援対象の区域の雇用者を増加させた場合：税額控除）
- ※ 計画が「移転型」である場合は、「拡充型」の場合よりも支援内容を充実



14

地方拠点強化税制①：投資減税

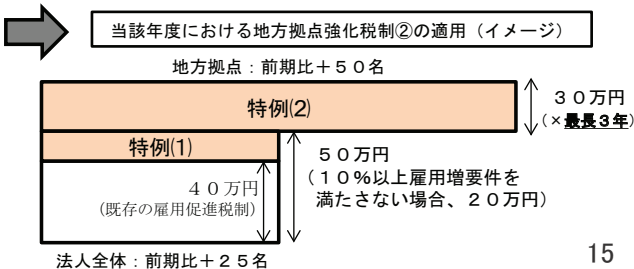
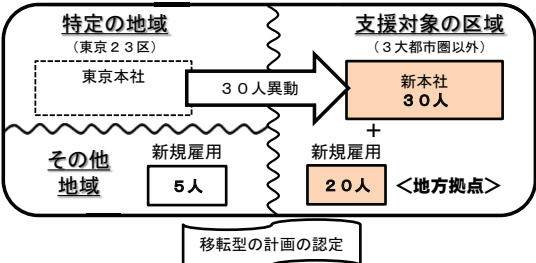
- （対象法人） 平成29年度末までに「計画」が認定された法人
- （対象資産） 「計画」に沿って、「計画」の認定から2年以内に取得・事業供用される建物等・構築物
- （措置内容） 「移転型」：特別償却25% or 税額控除7%（「計画」認定が平成29年度の場合は4%） ※税額控除の上限は、当期税額の20%
「拡充型」：特別償却15% or 税額控除4%（「計画」認定が平成29年度の場合は2%）

地方拠点強化税制②：雇用促進税制の特例

	参考：既存の雇用促進税制	特例(1)	特例(2)
（対象法人（要件））	i 法人全体の雇用者数が前期比5人（中小2人）以上増 ii 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増 等	・平成29年度末までに「計画」の認定 ・雇用促進税制の要件（要件ii以外）を満たす	・「移転型の計画」の認定 ・特例(1)の適用 ・法人全体・当該地方拠点の雇用者数が前期比で減少しない 等
（措置内容）	税額控除 法人全体の前期比雇用増 × 40万円	税額控除 法人全体の前期比雇用増を上限として、当該地方拠点の前期比雇用増 × 50万円 （要件iiを満たさない場合20万円） ※ 上限は、投資減税・既存の雇用促進税制とあわせて、当期税額の30%	税額控除 ※ 特例(1)とは別途 当該地方拠点について、「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増 × 30万円
（対象期間）		「計画」の認定以後3年間	「計画」の認定以後3年間

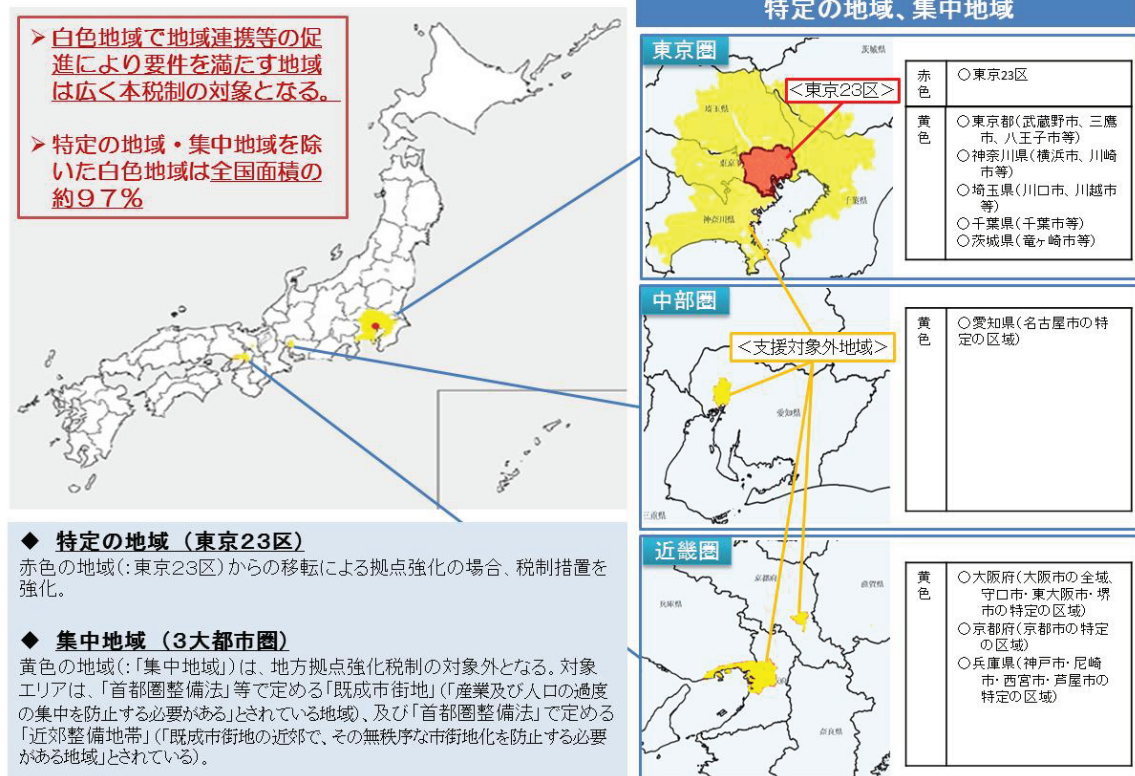
（適用例）

- 「移転型の計画」が認定された年度に、
- ✓ 東京本社→地方拠点 30名異動
 - ✓ 新規採用
・地方拠点20名
・その他地域5名



15

(参考) 支援対象地域等について



16

総務省資料

ふるさと納税の拡充

1. 特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の1割から2割に拡充する。

2. 返礼品(特産品)送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

1とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

(通知(技術的助言))

- ① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
 - ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示
- ② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)送付
 - ・換金性の高いプリペイドカード等
 - ・高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

3. 申告手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設)

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

(別紙参照)

17

「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム

(1) 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税（寄附）の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする。
（確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける。）

(2) 寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。

(3) 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。（確定申告を行った場合と同額が控除される。）

※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。

(注) ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
・ 5団体を超える地方団体へのふるさと納税（寄附）を行う者は、確定申告が必要

18

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

改正内容

1. 手続委託型免税店制度の創設

- ① 商店街やショッピングモール等に設置された「免税手続きカウンター」を営む事業者に免税手続を委託した場合は、「免税手続きカウンター」において、各店舗の免税手続をまとめて行うことができることとする。
- ② 免税販売の要件である購入下限額（一般物品：1万円、消耗品：5千円）について、手続委託型免税店の場合は、「免税手続きカウンター」における合算額による判定を可能とする。

2. クルーズ船寄港地における免税店に係る届出制度の創設

免税店を経営する事業者が、あらかじめ、港湾施設に臨時店舗を設置する見込みであることについて税務署長の承認を受けた場合には、出店の前日までに、具体的な臨時店舗の場所等を税務署長に届け出ることにより、免税販売ができることとする。

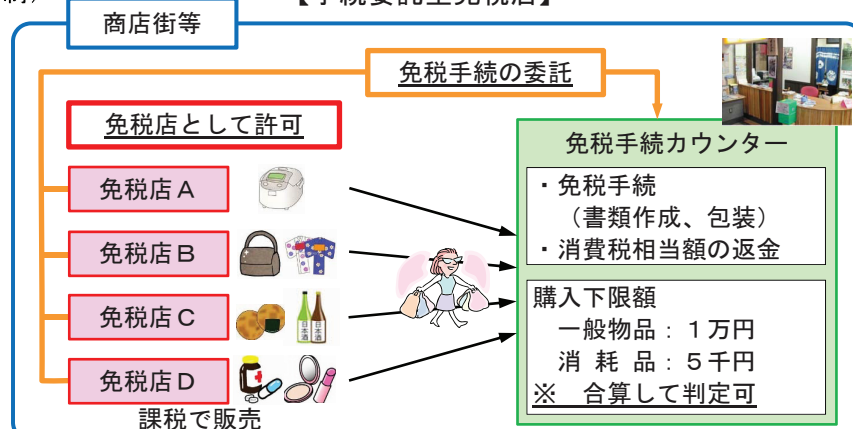
○ 手続委託型免税店制度の創設

【通常の免税店】



（選択制）

【手続委託型免税店】

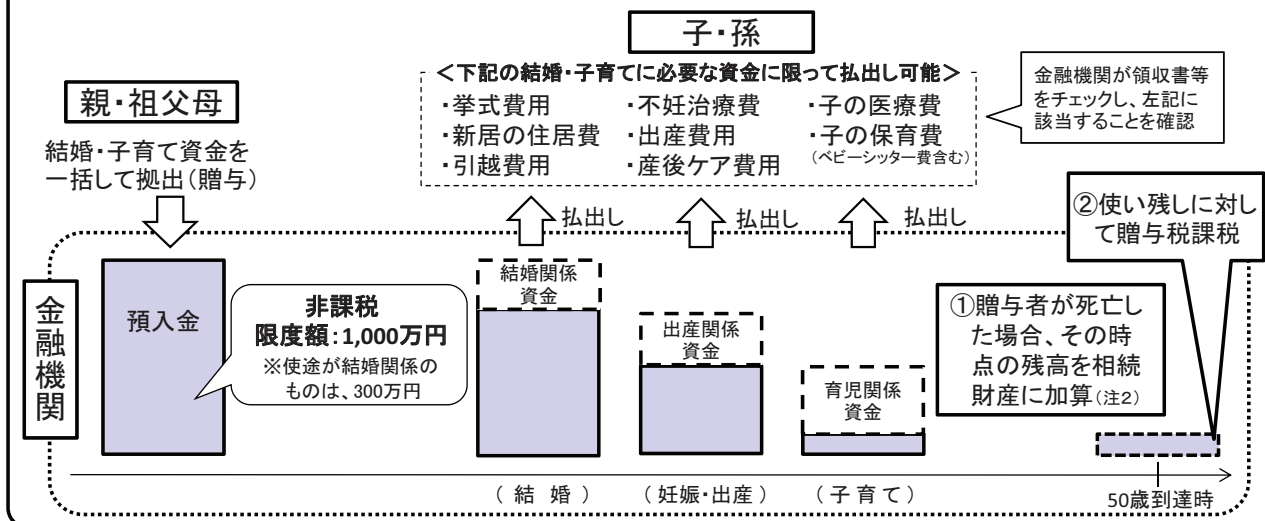


結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

- ◎ 少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置を創設する（平成27年4月1日～平成31年3月31日までの措置）。

制度の概要

- 親・祖父母（贈与者）は金融機関^{（注1）}に子・孫（20歳～50歳。受贈者）名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する^{（注2）}。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しに対しては、贈与税を課税。



（注1）金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。（注2）相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。

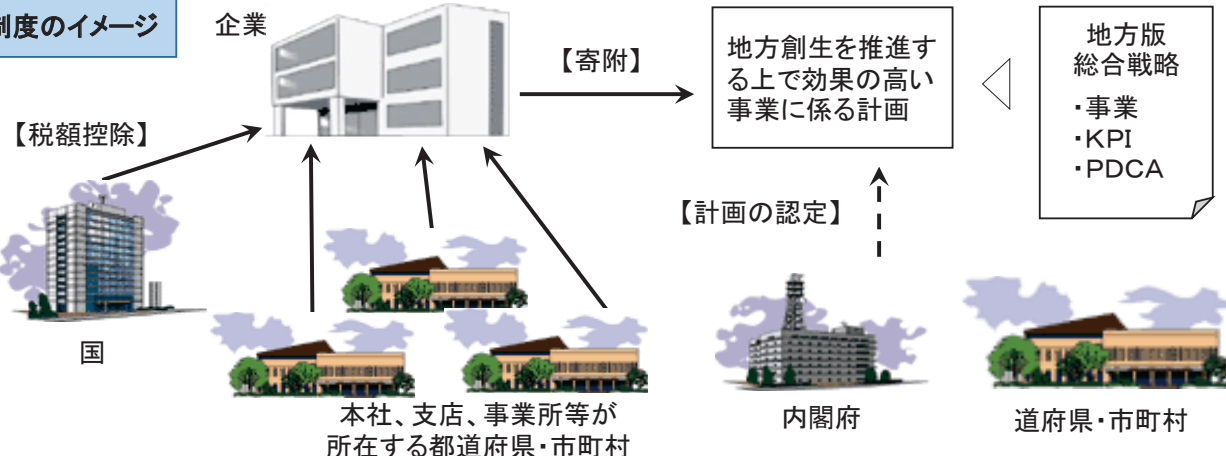
地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）

地方公共団体（※1）が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人住民税、法人税の税額控除の優遇措置を新たに講じ（※2）、地方創生に取り組む地方を応援する。

（効果）

- ・ 企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進
- ・ 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで 自治体間競争を促進
- ・ 本社機能の移転促進税制の補完

制度のイメージ



- ※1 東京都及び特別区など財政力の高い地方公共団体や、主たる事務所が立地する地方公共団体への寄附は対象外とすることを検討。
- ※2 企業の寄附の趣旨に鑑み、寄附金の全額を税額控除するのではなく、一定部分は企業負担とする。

地方拠点強化税制の拡充

要望内容

地方拠点強化税制により拡充された雇用促進税制の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられるよう所要の調整措置を講じる。

※現状、雇用促進税制と所得拡大促進税制の併用は認められていない。

地方拠点強化税制の概要（地域再生法）

拡充型（含対内直接）

地方にある企業の本社機能の強化を支援



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り



地方活力向上地域特定業務施設整備計画（知事認定）

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%（※）《新設》 ※計画認定が平成29年度の場合は2%

オフィス減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%（※）《新設》 ※計画認定が平成29年度の場合は4%

当該雇用促進税制の適用を受ける法人等において、同一事業年度に所得拡大促進税制（注）も併用できるよう、要望

雇用促進税制

諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で

- ①法人全体の増加雇用者数が5人（中小企業は2人）かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり50万円を税額控除
《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乗せ》
- ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

雇用促進税制

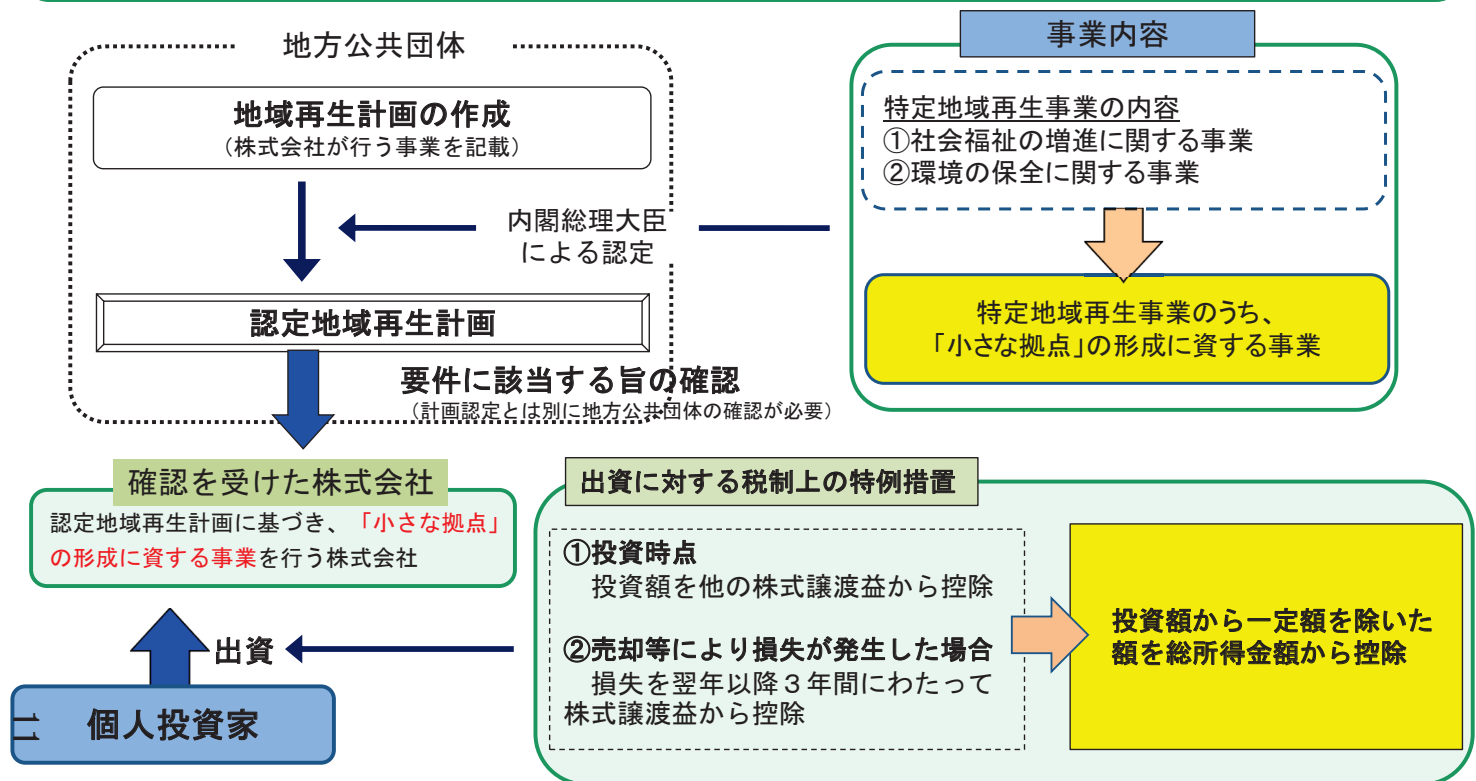
諸要件（事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等）を満たした上で

- ①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除
《拡充型50万円（もしくは20万円）に、地方拠点分は更に30万円上乗せ》
- ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
※②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用

注）所得拡大促進税制：給与等支給額を一定以上増加させる等の要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税額より税額控除できる制度

地域再生事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長

今通常国会で成立した改正地域再生法(平成27年6月19日成立)において規定された「小さな拠点」の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じる。



都市農業振興に関する所要の税制措置

要望内容

都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画の検討などを踏まえて、必要な税制上の措置を検討する。

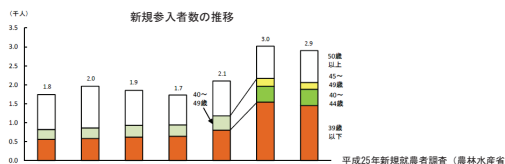
要望の必要性

都市農業振興基本法の成立

○本年4月、都市農業の安定的な継続を図ること等を目的として都市農業振興基本法が成立

多様な担い手が都市農業を支える

- 企業の農業経営を目指す意欲ある認定農業者が主体(全国の認定農業者は約23万人)
 - 多くの若者やNPO法人などが新規就農を希望
- ※49歳以下の新規就農者数は約1万8千〜2万人で推移。新規参入者数は平成24年以降大きく増加。平成25年においては新規参入者の約7割が49歳以下。



都市ならではの農地の活用(多面的機能)

- 都市農業・農地は、農産物の供給に加え、都民の豊かな生活や安全・快適な都市環境の創出にも大きく貢献
- ・防災機能(首都直下地震など、災害発生時には緊急避難場所としての活用など)
- ・環境保全機能(ヒートアイランド現象の緩和など)
- ・教育機能(学童農園や食育など)
- ・福祉的機能(高齢者や障害者の機能回復など)
- ・レクリエーション・コミュニティ機能(体験農園など)

都市農業振興基本法の概要

目的

基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 都市農業の安定的な継続
- 都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

基本理念

- ◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全
- ◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存
- ◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解

国・地方公共団体の責務等

- ◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務
- ◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力
- ◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力
- ◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置

都市農業振興基本計画等

- ◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表
- ◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表

基本的施策

- ①農産物供給機能の向上等
- ②防災、景観形成、国土・環境保全
- ③的確な土地利用計画の策定
- ④税制上の措置
- ⑤農産物の地元での消費促進
- ⑥農作業体験の環境整備
- ⑦学校教育における農作業体験の充実
- ⑧国民の理解と関心の増進
- ⑨都市住民による農業知識等の習得の促進
- ⑩調査研究の推進
- ⑪連携協力による施策の推進



「福島県人口ビジョン（案）」【概要版】

平成27年11月
復興・総合計画課

I 人口の現状分析

ー総人口の推移と将来推計ー

- 福島県の人口は、約193万人（平成27年8月1日現在の推計人口）
- 避難者の動態予測を含めた県独自の人口推計では、県の人口は**2040年に約147万人（2015年の約8割）**になるものと推計される。

ー人口動向（自然動態・社会動態）ー

- 出生・死亡の増減（自然動態）は、2003年以降、死亡数が出生数を上回って推移しており、このような構造的な要因により、自然減少幅が拡大している。
- 転入・転出の状況（社会動態）は、進学期と就職期の若者の転出の影響が大きく、特に20～24歳の就職期に多く見られる。

ー人口減少が地域社会に与える影響ー

- 2040年には就業者は60.5万人（2010年の約6割）になることが予測され、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地域の経済規模が縮小するなど、経済の活力が低下していくことが懸念される。
- また、地域社会では、子どもや若者の減少に伴い、学校や地域コミュニティの維持が難しくなるとともに、医療・介護などの社会保障や行財政サービスなど、様々な分野で従来の水準維持が困難となり、更なる人口流出を引き起こす悪循環に陥る恐れがある。

II 人口の将来展望

1 将来展望に係る県民アンケート結果（概要） ※県民アンケートの結果、主に以下の視点に対する政策を講じる必要がある。

- 【結婚】「雇用の安定（経済力の安定）」「仕事と家事・育児の両立」「男女が出会う機会づくり」
- 【出産・子育て】「経済的な負担の軽減」「雇用の安定」「仕事と家事・育児の両立」「家事・育児への配偶者及び配偶者以外の家族の協力」
- 【進路】「県内の魅力的な高等教育機関づくり」「県内の魅力的な企業づくり」
- 【定住・二地域】「移住希望者の仕事・住居の確保」

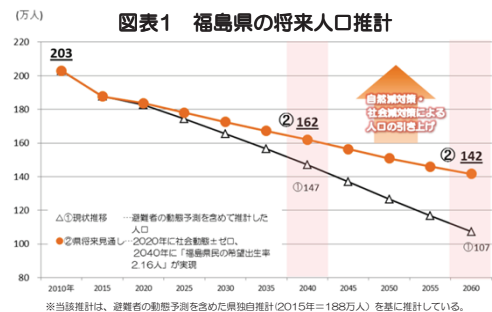
2 目指すべき将来の姿 ※人口の現状分析や県民アンケートの結果を踏まえ、今後の取組において基本的視点となる3つの視点と人口目標を掲げ、その実現を目指す。

(1) 基本的な視点

- ① 「東京一極集中」を是正し、ふくしまへの新しい人の流れをつくる社会の実現
- ② 若者が雇用の機会に恵まれ、やりがいと安定した生活を得られる社会を実現
- ③ 若者の結婚・出産・子育ての希望に応えられる社会の実現

(2) 人口目標

- 〔前提条件〕
- 出生率：2040年に福島県民の希望出生率2.16人を実現（2030年=1.94）
 - 移動率：2020年に社会動態±ゼロを実現
 - 上記条件が実現した場合、福島県の人口は2040年に“162万人”を確保



2040年に福島県総人口160万人程度の確保を目指す！

持続可能なふくしまの実現